

令和3年7月から、事務局においてこども政策に関する様々な分野の当事者・有識者に対してヒアリングを実施。当事者・有識者から聴取した意見のうち、事務局において取りまとめたポイントは以下のとおり（なお、個別分野の政策に関する意見などヒアリングの全体概要は別紙のとおり）。

### 1. こどもの問題行動はこどもからのSOS

問題行動はこどもからのSOSの発信。こどもは困って苦しいから問題行動を起こす。また、非行少年たちは加害者となる前に被害者であることも多く、多くは「悪い子」というよりも「生きにくい子」「不器用な子」「助けられていない子」であり、家庭にも学校にも居場所がない場合が多い。声をあげにくいこどもは自分の境遇のことを訴えることを諦め、孤立してしまっている。

### 2. こどものSOSやこどもの声を受け止める環境、社会づくり

こどものSOSを受け止める大人の力の向上を図ることが必要。こどもと対等な目線で接し、こどもが安心して話ができるようにしたり、同じような世代のピアサポーターが重要。非行少年も自分のことを想ってくれる人との関わりで変わっていき、「育て直し、育ち直し」ができる社会を作っていくことが必要。声をあげられない子、諦めてしまっている子が当たり前の権利を主張し、その声を受け入れられる社会にすることが必要。また、学校や家庭以外のサードプレイス（居場所や相談できる場所）があるとよい。

### 3. プッシュ型支援・伴走型支援の重要性

要支援の人ほどSOSを発しないため既存の支援では守られにくいという課題がある。地域資源とのつながりや人材の協力を得て、オーダーメイドの支援方策を作り出すことが必要。また、支援の情報が支援を必要としている人に届いておらず、結果として申請までたどり着いていない。広報の強化と同時に、必要な情報を手元に届けるべくSNSを活用したプッシュ型通知を行うようにしたり、役所での手続きに際しオンラインでの事前予約を可能にしたり、手続きの仕方自体を教えるような伴走型支援も重要。そのような支援を行う者の養成・スキルアップが必要。

### 4. 発達に課題のある特別な支援が必要なこどもへの対応

こどもが小さければ小さいほど保護者はこどもの障害を受け入れられない面がある。発達障害のこどもへの支援は子育て支援の延長として行う方がいいが、こども政策の中で障害児支援を実施する場合には障害者施策への円滑な移行・接続が重要な課題。また、児童デイサービス、放課後等デイサービスと幼児教育・保育機関や学校との間でこどもの情報をお互いに共有し連携することも重要。

### 5. 子育てで孤立する親を支援することがこどもの幸せにつながる

子育てで孤立している親をなくしてほしい。（子育てを支援することで）親が幸せになれば、自然とこどもも幸せになれる。虐待してしまう親も孤立しており、保護者に対する回復支援も必要。それがないと虐待もなくなる。

### 6. こども政策を推進する際の関係機関・団体間の連携、データの活用

こどもの課題は様々な問題が複雑に絡みあっているため、一つの部署・団体では解決不能。教育委員会や学校、行政の福祉部局、児童相談所、地域の関係機関等の連携と情報共有が重要。その際、機関や団体の間をつなぐ役割を果たす人材の配置が不可欠。行政機関内では関係部局間の交流人事を行うことも有意義。こどもの全方位に渡る情報を集約した自治体データベースを構築し、データを通じた見守りを行うことで、貧困や虐待など要注意のこどもを早期に発見・支援することが可能。

# こども政策に関する当事者・有識者からの意見（ポイント）

## 7. こども・家庭支援のための投資の必要性

こども・家庭への政府の投資が少なすぎる。特に、妊娠、出産に係る費用負担が重くなっており、こどもを生みたいと思にくい。また、こどもの貧困の連鎖を解消するためには、学習支援や生活支援などの経済的支援に加え、こどもが文化的資本や社会関係資本を蓄え、自立する力をつけていくことが重要。こどもの貧困対策は福祉ではなく投資と捉えて取り組むべき。支援対象者へのヒアリングを実施し、市民の声に寄り添った少子化対策を実施すべき。中央省庁再編時に観念された4つの「国家の機能」に、5つ目として「社会の存続支援機能」を追加し、少子化対策を含むこども政策を積極的に推進すべき。

## 8. 妊娠期から出産前後、子育て期に至る切れ目ない支援

ハイリスク妊産婦が増加しているほか、晩婚化・晩産化、育児の孤立化などにより、妊産婦・乳幼児を取り巻く環境が変化しており、これにより、産後うつなど妊産婦のメンタルヘルスに変調を来すことが多くなっていることが一番の課題。妊婦の自殺、妊婦健診未受診妊婦の存在、虐待死は減少せず特に0歳児が最も多く出生当日の死亡が多いことを踏まえると、出産前後だけではなく、妊娠中から継続したケアが必要。また、出生後1年以内の心中が一定数あることを踏まえると、出産後も継続したケアが必要。

## 9. 就学前のこどもの育ちの保障、幼児教育・保育の確保と質の向上

円滑な小学校との接続のためにも、こどもたちが主体性、学びに向かう力を養っていくためには、幼児期の発達特性にあった遊びを通じた学びが大切で、職員が教え込むのではなく、自分で人やモノとかかわって自ら学ぶことが楽しいと感じる原体験が大事。また、豊かな小学校生活は豊かな幼児教育に支えられているという考えが大事。3要領・指針のより一層の整合化・包括化、国民・保護者への周知と理解促進が必要。

加えて、幼児教育・保育の質の確保には、要領等の理解と実践、職員の資質向上、ノンコンタクトタイムの確保、保育の少人数化、適切な評価等が重要。

欧米の研究では、質の高い幼児教育は、特に社会的に不利な家庭のこどもの発達に効果が高いにも関わらず、社会的に不利な家庭で未就園児が多い傾向がある。未就園児家庭を把握の上、アウトリーチをして、幼児教育・保育の利用に繋げることや、レスパイトのための一時預かりサービスの積極利用などに繋げていく必要がある。

## 10. 心のケアは、思春期における最大の健康課題

こころの問題を抱えるこどもも増えているが、気づかれず未治療の場合も多い。こどものこころの問題を定期的にチェックする仕組み等の創設が必要。こどもの心のケアのために予防という観点も重要であり、こどもの声の聴き方や心が傷つくとはどういうことかに関する知識を身に付けるとともに、「トラウマがあるかもしれない」という視点（トラウマインフォームド・ケア）で、こどもへの支援に関わっていくことが必要。

## 11. こどもの人権・権利の保障、こどもや子育て当事者の声の政策立案への反映

こどもの視点にたったこども行政を進めるためには、こどもの権利に関する国の基本方針や理念、こども行政の調整機関の設置、子どもコミッショナーの設置等を内容とする「子ども基本法（仮称）」の制定が必要。政策立案や行政措置に、こどもの声や意見を聞き、反映していくためには、こどもの権利や利益が守られているか、こどもの声を聴き、行政から独立した立場で調査し、提言や勧告をすることができるコミッショナーの設置が必要。また、政策立案においてこども・子育て当事者の声を聞くには様々なチャンネルが必要であり、見つけやすさが重要。行政と双方向のやりとりや、SNSなどで気軽に意見募集できるとよい。

# 事務局によるこども政策に関する当事者・有識者 ヒアリング 概要

- ※ 事務局においてヒアリング内容をまとめたもの
- ※ 更新点は青字

## 目次（氏名・ヒアリング実施日・分野）

・希咲未来さん（7/20）【社会的養護経験当事者】	・p1	・福田萌さん（9/17）【社会的養護に関する普及啓発、子育て当事者】	・p21
・門間美佳さん（7/22）【思春期保健相談】	・p2	・植田誠治さん（9/24）【健康教育（性に関する指導含む）】	・p22
・今井紀明さん（7/29）【困難を有するこども・家族への重層的支援】	・p3	・奥山真紀子さん（9/29）【こどもの権利】	・p23
・市川宏伸さん（8/3）【発達障害児支援】	・p4	・高橋恵里子さん（9/29）【こどもの権利】	・p24
・甲斐田万智子さん（8/17）【こどもの権利】	・p5	・高橋愛子さん（9/29）【こどもの権利】	・p25
・草薙めぐみさん（8/17）【子育て支援】	・p6	・渡辺由美子さん（9/30）【こどもの貧困】	・p26
・新井肇さん（8/18）【自殺予防】	・p7	・末富芳さん（9/30）【こどもの貧困、データ活用】	・p27
・泉房穂さん（8/19）【地方公共団体】	・p8	・鈴木晶子さん（10/1）【居場所づくり】	・p28
・水野達朗さん（8/20）【家庭教育支援】	・p9	・小澤いぶきさん（10/6）【こどもの心のケア】	・p29
・田中沙弥果さん（8/23）【理系女子支援】	・p10	・柿沼平太郎さん・東ヶ崎静仁さん（10/15）【幼児教育・保育（認定こども園）】	・p30
・榑浩一さん（8/25）【特別支援教育】	・p11	・天野妙さん（10/15）【子育て当事者】	・p31
・中村すえこさん（8/26）【非行からの立ち直り】	・p12	・藤林武史さん（10/18）【こどもの権利擁護、児童虐待問題】	・p33
・貝ノ瀬滋さん（8/27）【学校・家庭・地域の連携】	・p13	・藤澤啓子さん（10/25）【幼児教育・保育の質の評価・向上】	・p34
・定本ゆきこさん（8/30）【非行対策】	・p14	・五十嵐隆さん（10/25）【こどもの医療、健康】	・p35
・栗林千絵子さん（8/31）【こどもの貧困】	・p15	・曾木書代さん（10/26）【幼児教育・保育（保育所）】	・p36
・高橋亜美さん（8/31）【児童虐待・社会的養護、自立支援】	・p16	・加藤篤彦さん（10/27）【幼児教育・保育（幼稚園）】	・p37
・竹内和雄さん（9/1）【ネット問題】	・p17	・可知悠子さん（11/1）【未就園児家庭への支援】	・p38
・倉田哲郎さん（9/2）【教育と福祉の連携、データ活用】	・p18	・福井トシ子さん・井本寛子さん（11/2）【妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援】	・p39
・田中麗華さん（9/3）【社会的養護経験当事者】	・p19		
・内田千春さん（9/13）【外国につながるこどもへの幼児教育・保育】	・p20		

## <経歴・主な活動内容等>

- 父親からの暴力・性的虐待を受け、居場所を求めて夜の街を彷徨った元家出少女。児童自立支援施設や一時保護所などの社会的養護経験者。
- 18歳で施設を退所後、職員が部屋だけ借りてくれたがそれだけでは生活できず、管理売春被害に遭遇。その後、支援団体とつながり管理売春から抜け出し、現在は別の支援団体の広報として活動。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 問題行動はこどものSOS。大人は問題行動を起こすこどもを問題児としてしか見ないが、こどもは困っていて苦しいから問題行動に出ている。私自身は、話を否定せず聞いてくれるお兄さんお姉さんのような大人と出会い、困難から立ち直ることができた。問題児としてではなく、対等に同じ目線で接してくれる、安心して話せる大人が必要。また、虐待当事者の子にとっては、放課後以降の夜の時間に相談できる人が必要。
- 良い担当者に出会わないと適切な支援を受けられない、とならないように、行政のどの窓口・担当者でもしっかりと話を聞いて対応できるような体制をつくってほしい。
- 奨学金やアフターケアも、多くが児童養護施設や里親のこどもが対象であり、児童自立支援施設や援助ホーム出身だとその後の支援が少ない。児童養護施設に入所する子も児童自立支援施設に入所する子も困りごと是一緒のはずなのに、大人の判断で施設を指定され、その後の支援の幅が決まってしまう。そのような支援の格差をなくしてほしい。
- 虐待をしてしまう親への支援が足りないと感じる。虐待をする家庭は親も孤立しており、親への支援がないと虐待は減っていかないのではないか。
- アフターケアについて、施設にいる段階で退所後にどのような支援が受けられるかの情報が得られるようにしてほしい。また、施設に入所したことで高校を退学させられることがあり、国として学び直しの支援を充実させて欲しい。どのような支援が必要か当事者目線で一緒に考え、否定せず話を聞いてくれる、伴走型のような支援があると良い。
- 学校でのいじめについて、周りの生徒の目もありスクールカウンセラーのところには通いづらく、学校の外にも通いやすい相談の場があると良い。自分自身は、家や学校以外の居場所がインターネットだった。衣食住などはむしろ性風俗業の人々が助けてくれたが、そのような関わりを防ぐには、社会が過ちを犯しても戻ってこれる場所を用意して、差別的な目で見ないことが重要。
- 児童相談所について、施設の金銭的な問題が解決すれば、施設環境や職員の疲労などが解決していくのではないかと。また、一時保護所は管理的な部分があり、一時保護委託がもっと増えると良い。

## <経歴・主な活動内容等>

- 産婦人科医。すべてのライフステージの女性が、受診しやすい、相談しやすい身近な女性のクリニックを目指して、「藤沢女性クリニックもんま」を開設。
- 2017年、2018年に神奈川県平塚市で起こった新生児遺棄事件をきっかけに、危機的妊娠でつらい思いをする女性と子どもを減らしたいという思いから、自身のクリニックに、中高生向けにワンコイン（500円）で専門家に相談できるユースクリニックを併設。

## <子ども政策に関する課題・意見等>

- モデルとしたスウェーデンのユースクリニックは無料で相談でき、ピル、避妊具も18歳以下は無料。全土に250か所以上存在し、若者の9割が利用経験がある。ユースクリニックでは、自分の身体、月経、避妊などについて正確な情報を得られる。自分の身体や心、人間関係などについて相談できる。
- DV、性暴力、望まない妊娠など、困った状況に陥ってから相談相手や場所を探すのは困難なので、そのような状況に陥る前に、気軽に立ち寄れる、専門家に相談できるユースフレンドリーなユースクリニックの存在を知ることが大切。
- ユースクリニックを気軽に利用してもらえる場所にするには、学校、特に養護教諭との連携が重要。（スウェーデンのユースクリニックでは、学校の保健の授業で地域のユースクリニックを訪れて、何かあればユースクリニックに相談するよう教えられる。）ピアサポーターとして、大学生に協力してもらえると双方にとってよいと考える。
- ユースクリニックの対応で大切なことは、望ましくない行動に対してもジャッジされないこと、秘密を守られること、安心して相談できる環境であること。寄り添うことが重要。
- ユースクリニックを広めていきたいと考えているが、行政には、自主的に取り組んでいるクリニックへの金銭的支援など、持続可能な支援をしてほしい。数年後には、駅前にユースクリニックがある社会にしたい。
- こども・若者の人権を守るため、包括的性教育は必要。包括的性教育を行う上では、人間の体や性に対する知識のみではなく、人間関係や価値観、ジェンダーの理解、ウェルビーイングのためのスキルなど、コミュニケーションや意思決定のための態度とスキルを身につけることが必要。性教育は全員が学ぶことで効果が高まる。親と養護教諭に対する性教育も重要。
- コロナ禍で、もともと不安定な思春期のこどもに負荷がかかり、精神的・身体的な問題が起こりやすくなっている。その家族関係、友人関係の加算のようなものを設けてほしい。1つの表れとして摂食障害、月経不順、精神面のことという身体症状を主訴に医療機関を受診するが、時間をかけて話を聞くと、看護師などによる思春期カウンセリングを

## <経歴・主な活動内容等>

- 不登校・高校中退などの困難を抱えたこども・若者に対するオンライン相談（ユキサキチャット）のほか、保護者に頼れず困窮するこども・若者への食糧支援、現金給付などを行っており、必要な場合は公的な支援へつないでいくことも行っている。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 国の支援は世帯単位で行われており、直接こどもに届いていない。コロナ禍で、特に一人暮らしで親に頼れない若者からの相談がかなり増えており、10代で家から追い出され友達の家泊まっているなどの事情を抱えたこども・若者に対して、D×Pでは直接支援を届けている。
- コロナ禍で苦しい状況にあるこども・若者の共通点としては、単身世帯で親に頼らず中卒・高卒で就労している、ひとり親世帯であることにより親に頼れない大学生、給与が一方向的に減らされたが親に頼れない新社会人、などが挙げられる。
- こどもの課題は様々な問題が複雑に絡み合っており、一つの部署・一つの団体では解決できない。自治体の中でも、教育委員会や行政の福祉部局、児童相談所など様々な関係者がいるが、関係者間での情報共有がなされていないのが課題。情報共有に関してしっかり取り組んで欲しい。
- こども・若者に支援の情報が届いておらず、申請までたどり着かない。広報をどう強化していくか課題であり、紙だけではなくSNSなどをもっと活用して行って欲しい。オンライン申請や、オンライン相談にも取り組んでほしい。
- 契約行為が20歳からであり、20歳未満のこどもは保護者の同意なく住居や携帯電話などが契約できない点も、15～19歳のこどもへの支援がしにくい要因となっている。未成年者の契約行為が単独でできないことで、就労にもつながりにくく、仕事ができないと住居も失う。福祉サービスに継続的につながるためにも住所は重要であり、公営住宅を使って、無職で保証人なしでも家賃負担なく入居できるようにするなど、居住福祉政策に今後力を入れて行ってほしい。

## <経歴・主な活動内容等>

- 児童精神科医として診療に当たるとともに、埼玉県発達障害者支援センター所長、発達障害当事者等の団体の連合体（日本発達障害ネットワーク）の代表を務める。
- その他、学校医、特別支援学校の運営委員、国立特別支援教育総合研究所の講師、知的障害児者施設の設立・運営等の勤務・活動を行う。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 発達障害は、子育ての仕方のみが原因で生じるという誤解があったが、何らかの脳機能障害が前提であることが分かってきている。対人コミュニケーションに課題があるため、集団適応が難しく不登校になり、不登校が継続すると、ひきこもりに移行することがある。
- 発達障害があることを本人や家族も気づかないこともあり、成人になり就職してから初めて受診するケースもある。
- 発達障害者支援法の制定・施行により世の中の理解が進み、保護者はこどもの発達障害を早期に把握できるようになっており、幼少期から必要な支援を行うのは意味があること。
- 一方で、こどもが小さければ小さいほど保護者はこどもの障害を受容しづらい面もあり、発達障害児への支援は子育て支援の延長として行う方がいい。
- こども政策の中で障害児支援を実施する場合には、障害者施策への円滑な移行・接続が重要な課題。
- 放課後等デイサービス（福祉）と学校（教育）との間で情報交換が不十分といった課題があり、放課後等デイサービスを利用するこどもの情報をお互いに共有することが必要。
- 発達障害については、社会全体が当たり前のこととして受け入れていくことが重要であり、時間をかけて少しずつそのような社会に変換していくことが望まれる。

## <経歴・主な活動内容等>

- すべての子どもがあらゆる暴力から守られ、子どもの権利、特に参加の権利を実現していく社会を目指し活動している。イギリスサセックス大学修士修了。アジア数カ国で活動。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 日本においては、子どもの権利条約のうち参加の権利が特に軽視されてきた。その結果、こどもたち自身に関わる問題にこども達の声が反映されていない。自治体レベルで見れば、こどもの意見を取り入れることに真剣に取り組む自治体があるが、自治体間の格差が非常に大きく、全国一律の取組が必要。
- また、声を上げにくいこどもは自らの境遇について発信することを諦め、孤立している。そうしたこどもが周囲から孤立するのではなく、当たり前な権利を主張することができ、その声が受け入れられ、その声をもとに問題解決していく社会にすることが必要。
- そのためには、こどもの権利を基盤にこども政策を一元的に扱う省庁とそこから独立し、こどもの声を専門に聞き、調査・勧告を行うこどもの権利擁護・監視機関が必要。
- 現行の法令は「育成法」や「育成条例」など、名称からしてこどもを客体と捉えている。こどもを権利の主体に置いた新たなこども基本法を制定することで、支援者などのおとなのみならず、こども自身も自らが社会を変える主体だと認識するのではないか。
- ヨーロッパでは、こどもの政治的な参加（地域社会への参加+政策についての意見表明）が大事にされている。こども基本法や体制の整備によって、このようなまちづくり、政策提言活動に参加することを小学生段階から当たり前と思えるよう社会規範を変えていくことが重要。

## <経歴・主な活動内容等>

- 自身の子育てにおいて地縁や血縁のない中で孤立し、子育ての不安や困り事から育児サークルを主宰。その後、親同士が共に学び合い活動を支え合える地域に根差した子育て支援を行うNPO法人子育てネットくすくすを創設。
- 障害の有無にかかわらず家族全体への支援が必要とする理念のもと、多様な支援活動を実施。コロナ禍ではDV、虐待の支援を必要とする子育て家庭への訪問支援や病院付添い、子ども食堂・困窮家庭への食糧支援などの活動を実施。
- 予防支援として、乳幼児とのふれあいを通じた中学校との家庭教育(H17～)や妊娠期・乳幼児期の親の孤立を防ぐために母子保健事業の両親学級・健診等へ出向く(H16～)。また当事者同士のグループ活動(医療的ケア・障害のある親同士のピアグループ等)にも注力。地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業でのアウトリーチ活動に力を入れて取り組んでおり、関係機関(住民・保健・福祉・医療・司法・教育等)と連携して子育て家庭への伴走支援を実施。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 要支援の人ほどSOSを発しないので既存の支援では守られにくい課題がある。だからこそ、オーダーメイドの支援の中で地域資源とのつながりやマンパワーの協力を獲得しながら、必要な支援をつくりだすことが必要不可欠。また、ひとり親世帯や経済困窮者世帯への活動(子ども食堂・フードパントリー等)に国・地方自治体の支援はかせない。
- これまで支援してきた中で虐待をしてしまった保護者への支援が特に不足していると感じる。児童相談所の一時保護やペナルティを科すだけでなくその保護者に対する支援プログラムを民間と連携するシステムが必要。
- 中・高校生を対象に退学した学生(出産等含)への支援を強化すべき。教育と福祉の縦割りの弊害を感じる。教育等の場に退学者のための相談窓口の設置と退学時に個別に具体的な支援をするSSW(スクールソーシャルワーカー)が必要。
- あらゆる子育て家庭に開かれた地域子育て支援拠点事業については賃金保証や人材不足等の課題があるが自治体ごとに事業者への関与・支援の格差があり、保護者に必要な支援が届くような地域づくりをしていく必要がある。
- コロナ禍で支援が必要な人が制度からこぼれ落ちており、困り事を抱えている人へ伴走できる支援者の養成・スキルアップが必要になっている。制度や支援の隙間に落ちてしまう子どもや、課題が多様化している家庭への個別支援を充実させて欲しい。また困難を抱える若年世代に対してやり直しできる政策づくりをお願いしたい。

### <経歴・主な活動内容等>

- 専攻は生徒指導論、カウンセリング心理学。いじめ、自殺等をはじめとする諸課題に関する施策の推進について識見を有する。
- 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議委員、いじめ防止対策協議会委員等を務める。

### <こども政策に関する課題・意見等>

- 自殺の要因は複合的に絡み合っていることが多いが、警察調べによると、小学生では「家族からのしつけ・叱責」「親子関係の不和」、中学生では「学業不振」「親子関係の不和」等が多い。高校生では、女子で「（うつ病等の）心の病」男子で「進路の不安」の比率が高くなる。いじめを原因とするものは数%（一桁）。
- まずはこども自身が「相談する力」を身に付けることが重要。
- 相談先は、友達、親、学校の順に多いが、SNSを活用した相談体制の構築も必要。また、学童保育など放課後にこども達が集う場所には、短時間でもいいのでトレーニングを受けたボランティア（大学生、シニアの方等）が来て活動しながら子供の話を聞くなど、多様なチャンネルを用意することが必要。
- 大人（教職員や保護者等）のSOSを受けとめる力の向上が必要。こどもから話を聞いた大人は、大人の感覚や価値観でとらえるのではなく、こどもの発言の背景にある気持ちを聞くことが大切。このため、
  - ・ 教員研修が重要。自殺予防を教える授業づくりの過程を通じて、こどもからの発信の受けとめ方が変わる。教員が変わるとこどももSOSを出せるようになる。
  - ・ 保護者対象の普及啓発研修も重要。自殺予防を含めたこどもへの対応に関する研修が大事で、特に進学時や思春期を迎える際には、カウンセラーによる研修が有効。
- こどもが学校で相談できるよう、常勤のSC・SSWの配置、もしくは、授業をもたずにこどもの相談に関わることのできるコーディネーター役の教職員の配置が望ましい。また、コーディネーター役として自治体にSCやSSWのスーパーバイザーを配置すると、保護者や福祉関係機関との調整が機動的に行えるようになる。教職員の多忙化が言われる中、一人の教職員だけではなく学校がチームとしてこどもを支える体制、学校と保護者、地域の関係機関がパートナーとして連携・協力できる関係構築が重要。

## <経歴・主な活動内容等>

- 元衆議院議員・弁護士・社会福祉士。2011年より兵庫県明石市長を務め、現在3期目。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- こども政策を推進していくためには、①発想の転換、②組織・人の拡充、③予算の拡充、④国民の理解を得ることの4点が重要。
- ①は、親ではなくこどもに着目し、地域・行政も含めてこどもを育てていく必要があるということ。子育て施策に関しては、世帯主義と申請主義が課題だと思っている。親の責任だけで終わってしまうが、親が悪いというだけではこどもの貧困や児童虐待の問題も解決しない。
- 明石市のこども政策は、救貧施策とこどもの未来を作るための全てのこどもに対する施策の2つに分けて実施している。後者には所得制限をかけておらず、これにより明石市の人口も増加に転じた。こども政策は本来中間層まで広くターゲットに施策を打つべき。
- ②の組織・人の拡充に関しては、こども政策を担う専門職について、行政にも弁護士をしっかりと配置すべき。本来は、こども、児童相談所、親それぞれの立場から弁護士が必要だが、特にこどもの代理人として弁護士が必要という視点が抜けている。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのなり手がいない、活躍の場が少ないことも問題。学校にそのような人材を配置することが重要であるが、人材がないのが現実。学校の中で人材を育てるのはなかなか難しい。
- ③について、こども政策の推進には予算を増やすことが不可欠であり、OECD諸国平均までは少なくとも増やす必要がある。
- ④について、こども政策を進めていく上で大変だったことは、理念の共有。なぜこども政策に財源を充てるのかを丁寧に説明することが必要。明石市ではこども関係予算を重点的に増やしてきた結果、子育て世帯が増えて地域経済にも還元している。「少子化対策で人口・税収が増える」というだけでは人は動かない。市民にとっては、こども政策を進めることで子育て世帯だけでなくみんなが助かるというリアリティーを感じられることが重要。国の施策についても、このようなリアリティーを持たせることが大事。
- 明石市のこども政策はベーシックサービスを基本としているが、これだけではなく、子育て世帯にとってもしものときの安心感を得られるかどうか大事。例えば、明石市では子育て世帯へのおむつ宅配事業をやっているが、これが経済的な負担や買い物に出る負担の軽減につながると同時に、寄り添い支援の意味もあり、明石市なら2人目を生めるかも、という安心感につながっている。
- 施策を実施するうえではニーズとのマッチングも大事であり、当事者の声を直接聞くべき。明石市では市長への意見箱を設置し、市民の声を直接聞くようにしている。
- その他こども政策の課題として、教育と福祉の連携については、教育委員会と市長部局の連携が課題。また、養育費の問題については、法務省や厚生労働省だけでなく、裁判所との連携も必要。児童虐待についても、厚生労働省、法務省、警察庁、裁判所がしっかり連携すべき。児童虐待対応は県の業務になっているが、虐待対応後に他の必要なサービスにつながるのには市の得意分野であり、児童相談所もベーシックな施策として全市町村に置くべき。

## <経歴・主な活動内容等>

- 一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ創始者。不登校児の復学支援、家庭教育支援を行う。その活動を見込まれ、2015年～大東市教育委員、2020年～教育長に就任。
- 大東市教育長として、教育・福祉部門で構成する家庭教育支援チームの代表を務める。家庭教育支援チームの代表は、保護者向けの講座や保護者が気軽に集い相談できる場の「いくカフェ」を運営するほか、小学1年生全家庭訪問を実施し、悩みや課題を抱える家庭を早期に把握し支援を行う活動の効果を検証するとともに、家庭教育支援に係る長期的な視野に立った方向性や活動方針を定めている。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 家庭での教育を今の時代に即したものにアップデートすることが必要。保護者自身は、自分の育てられた経験をベースに、情報収集もしながら家庭教育を行っているが、SNSの発達や地縁・血縁の薄まりなど社会が変化していて、自分が育てられた経験だけでは難しい。そこを補うために、こどもへの声のかけ方や対応などに関する講座の提供や、保護者が悩みを相談できる体制の整備等を行うのが家庭教育支援であり、保護者自身が学んでいく意識が重要。
- 家庭教育支援は、悩んでいる保護者を支援するものと誤解されているが、予防的・開発的な取り組み。家庭教育支援を受けた保護者からは、もっと早くに家庭教育の仕方を学びたかったということと、家庭教育の在り方ひとつで自立心や社会性などこどもは変わるということ。
- 保護者に学びの場を提供することは重要であるが、そこに参加するのは学ぶ意欲の高い保護者が多く、本当に話を聞いてほしい保護者はその場に来てくれないというのが課題。保護者の意欲レベルに応じて、セミナー型、サロン型、アウトリーチ型など多様な手法の導入が必要。
- 家庭教育支援にあたっては、教育部局と福祉部局との連携が重要であり、大東市ではスクールソーシャルワーカー（SSW）がつなぎ役を担っている。多様な関係機関との円滑な連携のためにはつなぎ役となる職員の配置が不可欠。
- そもそも家庭における教育に対しては、政治や行政が理念を押し付けることはできず、あくまで保護者への啓発が中心となる。そのため、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、教育の3本柱（学校教育、社会教育、家庭教育）の1つでありながら、支援のための財源が薄いのも課題。

## <経歴・主な活動内容等>

- IT分野のジェンダーギャップを解消するため、中高生向けのイベントや講演会、コンテストの実施等、文理選択や進路選択において、ITを選択肢として考えてもらうための活動や政府に対する政策提言を行っている。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- IT分野は成長分野であり、高収入が見込める分野。女性の賃金格差や非正規雇用問題の解決の糸口になる可能性がある。また、手に職をつけることができる分野でもあるため、女性のライフイベントに対応しやすい。若年女子の参画を促すことが大事。
- ITやSTEM分野への進路選択をしないのは、能力の問題ではなく先生や両親など周囲のおとなのジェンダーに係るステレオタイプが問題。
- 教員のICT指導力を向上させ、居住地域や成育環境による教育の格差を解消するとともに、教える側のジェンダーが生徒の文理選択に影響している現状があることから、教える側に女性を増やすなど、ジェンダーギャップを解消していくべき。
- 現状は子ども・家庭への政府の投資が少なすぎる。特に、妊娠、出産に係る費用負担が重くなっており、こどもを産みたいと思いにくい。支援対象者へのヒアリングを実施し、市民の声に寄り添った少子化対策を実施するべき。
- 家事・育児のアウトソース化、ベビーシッター等のサービスへの経済支援、育児を補助する機器の購入支援、男性の育児家事参加促進など、女性がひとりで子育てを抱え込まなくて良いと認識させる取組が必要。

<経歴・主な活動内容等>

- 徳島県にて特別支援学校の教諭や教頭、校長、県教育委員会の指導主事（特別支援担当）、課長等を務め、長く特別支援教育に携わる。令和2年4月から徳島県教育委員会教育長に就任。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 発達障害の増加に対応する必要。徳島県では、教育・福祉・医療が集約する「発達障がい者総合支援ゾーン」に設置した特別支援学校において、関係機関と連携しながら発達障害のあるこどもの社会的・職業的自立に向けた先導的な実践を実施。また、幼、小中学校に在籍する発達障がいを含む全てのこどもを支援するため、230の学校・園でエビデンスに基づくポジティブな行動支援を実践しているが、ICTを用いた教育も効果的であり早くから取り入れている。今後は、先導的な取組へのハード・ソフト両面支援、発達障害に関する教師の専門性向上、特別支援学級編制基準の改善等が必要。
- 早期療育・早期教育に課題。小学校等と同様に幼児教育においても、特別支援を必要とするこどもへの個別指導を充実させていく必要。特に発達障害の特性上、個別に必要なことを教えていくことが非常に効果的であり、児童デイサービスと幼稚園等が指導計画等の情報を連携させ、役割分担しながらこどもを支援していくことも有益。また、どこにも所属していないこどもはリスクが高く、しっかり見守っていく仕組みを考えていくことも必要。
- 保護者にとって学校への送迎が負担。特に登校時の支援が課題であり、児童デイサービス等と連携した通学支援の拡充が必要。
- 医療的ケア児の受入を可能とする教育環境整備への支援が不可欠。徳島県では看護協会と連携しているが、学校看護師の確保は課題。
- 障害のあるこどもの就労支援や文化・スポーツ活動の充実など、自立や才能開花、地域交流等を促す取組も引き続き重要。

## <経歴・主な活動内容等>

- 少年院出院者による自助グループで活動。社会から孤立しがちな出院者による交流会の開催、少年院への訪問活動を行うとともに、少年院出院者のリアルを社会に伝えるため、映画製作にも携わる。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 非行少年たちは加害者である前に被害者であり、早くから対処ができていれば加害者になることはなかったのではないかと。そのためには、「加害者は極悪人ではなくうまく生きられないだけ。うまく生きられないのは社会にも問題がある」と社会の意識を変えることが必要。
- 非行の背景にある感情はあまり変化していないが、出院後の環境の変化が大きく、以前よりも生きづらさが増している。一度事件を起こせば、ネットで過去のことも分かってしまうし、愛のあるお節介な人たちもいない。
- 自己肯定感を低下させるスティグマと、セルフスティグマは社会生活を円滑に送ることができない大きな要因となっている。
- 自分のことを想ってくれる人がいるというだけで人は変わることができるのではないかと。
- ルールを守れなかった非行少年が、自分のことを想ってくれる人がいると知ることによってルールを守るようになった例がある。人との関わりで心は変わっていく。「育て直し、育ち直し」を社会でできるようにすれば、もっと生きやすい社会になるのではないかと。
- 行政には当事者だけではなく当事者支援をする人たちを支援する制度を作ってほしい。また、同じ機関であっても設置された地域によって対応に差がある点を改善してほしい。仕事だからという態度で対応している職員には思いが伝わらず歯がゆい思いをする。

## <経歴・主な活動内容等>

- 都内公立学校教諭、都教育委員会指導主事等を経て、三鷹市立第四小学校長、三鷹市教育長、その他、中央教育審議会や教育再生実行会議委員等の各種政府委員を歴任。2019年、再び三鷹市教育長に就任。
- 保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもちながら学校運営に参画し、地域と一体となって学校づくりを進める仕組みであるコミュニティ・スクール（CS）の実践・普及を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働して地域全体で子供たちの成長を支える取組を推進。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 三鷹市ではCSの仕組みを活用し、学校・家庭・地域の連携を推進。保護者・地域の学校に対する理解や教師の地域・社会に対する理解の促進、地域の人々による教育活動への協力体制の拡大等の効果が見られる。
- CSの導入や地域と学校との連携のスムーズな推進のためには、地域と学校の間のコーディネートを担う人材（地域学校協働活動推進員等）の確保・育成が必要。国では、CSや地域学校協働活動の実践経験のあるアドバイザー（CSマイスター）を派遣しているが足りておらず、研修機会の確保等、支援策の充実が必要。
- 地域と学校の協働活動には様々なものがあるが、保護者や地域住民等に学校の状況を理解いただき法的根拠を持ち、対等なパートナーとして連携・協働体制を築く制度であるCSと一体的に進めることが肝要。
- こどもの放課後の居場所として、放課後子供教室と放課後児童クラブがあるが、すべてのこどもに価値ある活動や体験の場を提供することが重要であり、親が就労しているかどうかによらず、すべてのこどもが参加できるように一体型の推進を含め、更なる連携が重要。
- こどものWell-beingの向上に向けて、こども政策を推進していくためには、学校教育に使っていない時間帯には、学校施設の機能転換を図り、地域の多様な人材、専門家や福祉部局などが中心となって、適切な役割分担の下で、福祉的機能（例えば必要なこどもへの朝食提供）を発揮できるようにするなど、学校施設がこども政策のプラットフォームとして機能するようソフト・ハード両面からの財政支援が必要。

## <経歴・主な活動内容等>

- 精神科医として少年鑑別所に30年近く勤務。少年鑑別所に収容された少年の心身の鑑別を行っている。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 非行は、成育歴や生活環境、心理問題、発達問題など様々な要因が複合的に重なり合って発生する。非行少年達の多くは「悪い子」というよりも「生きにくい子」、「不器用な子」、「助けられていない子」。改善のためのアプローチも重層的な視点が必要。
- 少年院在院中から地域の医療、福祉ネットワークなど諸機関との関係をつなぐことで出院後に非行に陥る前と同じような環境に陥らないように支援していくことが重要。
- 子ども・若者支援地域協議会のように法的な枠組みがあるのは良いことだが、まだ機能していない面がある。大きな会議を年に1回程度開くというのではなく、担当者レベルの小さな会議を複数回開くなどもっと機動的な運用がなされるよう、国が働きかけてはどうか。
- 女子非行少年は被害者性が際立っており、家庭にも学校にも居場所がない場合が多いことから、安全・安心な場所と関係性の中で、治療的な介入が求められる。また、家庭内外で性被害を受けた経験がある例も多く、背景には性に対する無知や誤解がある。正しい性教育をしていくことが重要。
- 法律上、刑務所や少年院内でこどもを養育することが可能になっているにもかかわらず、日本では矯正施設内で生まれる子どもの殆どがすぐに乳児院などに預けられ母親とは引き離されてしまう。子どもはどこで生まれても母親と過ごす権利があり、矯正施設内での子の養育を実現させてほしい。
- 同時に収容されている妊産婦も出産前後以外は通常の集団処遇であり、本来必要なケアや専門的支援を受けられていない。矯正施設内にはジェンダーの視点が欠けていると言わざるを得ない。矯正施設で働く女性職員の過酷な労働内容についても目を向けられるべきである。一施設の問題とせず国を挙げて考え方・姿勢を変えてほしい。

## <経歴・主な活動内容等>

- 地域のこどもを地域で見守り育てるために、豊島子どもWAKUWAKUネットワークを約10年前に設立。プレーパークやこども食堂の運営、学習支援などこどもの貧困対策をテーマにした活動により、相互に連携したネットワークの網で切れ目のない伴走支援を実施している。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- こどもの貧困問題や虐待問題の解決には専門家の力だけではなく、こどもの居場所づくりなど地域でこどもを見守り育てることが重要。地域とつながった子どもは、自分自身もまちのための活動に関わるようになる。「貧困の連鎖」ではなく「おせっかいの連鎖」が生まれるよう、地域の力をうまく使いこなす政策を検討してほしい。
- 子どもは学校で過ごす時間が長く、学校抜きには困難を抱える子どもへの対策はできない。学校と地域と行政がしっかり連携して支え合う仕組みをつくっていくことが重要。
- 子ども（特に困難な環境にある子ども）は人と人をつなぐ力がある。学校の先生や行政も大人にゆとりや余裕がないことが多いが、大人同士もつながって地域みんなで支え合うことが虐待や貧困などの予防にもつながる。各地域団体の長同士がつながるだけでなく、構成員同士がつながることができるよう、小さな地域単位でネットワークを構築していくことが重要。

<経歴・主な活動内容等>

- 自立援助ホームの職員を経て、児童養護施設等の退所者を主な対象としたアフターケア相談所ゆずりはを運営。相談・個別支援のほか、気軽に集まれるサロンによる居場所支援、一般就労が難しい人への就労支援、高卒認定資格試験のための勉強会などを実施。
- 虐待をしてしまうなど子どもとの関わりに悩み、苦しんでいる親の回復のためのプログラムであるMY TREEペアレンツ・プログラムを実施。

<子ども政策に関する課題・意見等>

- 児童養護施設などを巣立った子どもたちは退所後の生活の一切を自らで担っているが、親や家族を頼ることができない中、虐待のトラウマや精神疾患等によって安定した生活を送ることが困難な子どもが少なくない。大学進学率も低い。
- 社会的養護を経験していない若者からの相談も多いが、社会的養護経験の有無は困難が児童期に発見されたかどうかの違いに過ぎず、本人が選択できる制度ではない。支援が必要だったにもかかわらず、制度を利用する機会を提供できなかった可能性もあり、社会的養護経験のない人を排除するのではなく、制度の対象者として必要な支援を届けてほしい。児童期に十分な社会的養育を受けられなかった人達にとっては、大人になってから実年齢に応じて受けられる支援だけでは不十分な場合がある。子ども時代に置き去りにされて必要な支援を受けられなかったことによる苦しさやしんどさに寄り添ったケアを出来るような制度が望まれる。
- 安定したアフターケア支援が行えるよう、アフターケア事業所を法律上に位置づけ、本事業に対する補助金は、事業内容や事業実績に応じた補助額を設定するなどの工夫が望まれる。広域な自治体にはアフターケア事業所を複数設置することも法律に位置づけてほしい。
- 給付型奨学金を利用して進学したが、心身の不調などにより休学すると奨学金がストップし、それと同時に生活が滞る人が増加。休学時における生活費や医療費の支援を充実させてほしい。
- 身元保証人確保対策事業の対象者は、措置解除から事業の申請まで2年以内等設定されているが、保証人が必要になるのはこうした期間に限らないため、実情に合った制度にしてほしい。
- 精神的な不安を抱えた人にとっては、制度の申請もひとりではままならない。また、支援のための制度があっても、その情報にたどり着くことが困難であり、手続面も伴走してサポートすることが必要。
- これまでは生活困窮をしている一人暮らしの若者からの相談が多かったが、コロナ禍で、経済的に安定している家庭の若者からの相談も相次ぎ、そのような家庭における親や家族からの支配・虐待も明らかになった。親元から逃げることを優先して、やむを得ず大学を休学・退学した人もおり、親元から逃げた後も引き続き学校に通うことができるような支援もしてほしい。
- 虐待をしてしまった親への回復支援は、親の苦しみを理解することからはじめる必要がある。MY TREEペアレンツなど親の回復プログラム普及のためには、実践する人材の育成に対し、支援をしてもらいたい。
- ホームレス状態に陥ったひとが、一時的に生活する、宿泊施設やシェルターが利用するひとたちにとって安心できる場所になっていない現状がある（携帯が持てない、外出が禁止されている、スタッフによる心理的なケアが十分でないなど）。相談を受けたアフターケア事業所が、一時的に安心して暮らせる住まいを提供できることで、アパート転宅、長期的な施設（婦人保護施設、障害者のグループホームなど）に移行することがよりスムーズになる。

## <経歴・主な活動内容等>

- 公立中学校での勤務や教育委員会指導主事を経て、現在は、ネット環境とこどもの問題について、研究のほか多数の啓発講座で講師を務めるなど情報発信に取り組んでいる。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 日本はネット利用に係る問題を多く抱えているという印象があるが、実際には、出会い系サイトに起因する被害児童数の抑え込みに成功するなど、一定の成果を上げてきている。一方で、フィルタリングの利用率が伸びていないなど、手詰まり感がある。
- こどものネット利用は低年齢化が進んでいる。日常的にネットを利用している児童生徒は、小学校低学年の場合はゲームのための利用が中心で男子児童の方が多いのに対し、中学生以上になるとSNSのための利用が中心で女子生徒の方が利用が多くなる傾向にある。年代や性別により状況が異なることを踏まえた啓発等の対策が必要。
- 女子児童の場合、小学3年生からネット接続する機器の第1位がスマートフォンになる。親から借りて使用していると考えられ、親への対策も必要。また、親子で話し合っ作られたルールは破られにくいという調査結果もある。通信機器を持ち始める段階でのルールづくりが有効。
- ネットを全く利用しないこどもより、ルールを守って適切に利用しているこどもの方が学力が高いという調査もある。単に規制するのではなく、何が問題かデータで示していくことが必要。
- 現状は同じような内容の施策を関係府省庁が少しずつ実施している状況。個別の取組が良いものであっても、予算上も非効率でそれぞれの取組が薄く見える。また、ネット利用の良い面と悪い面、こども政策全体における位置づけといった俯瞰した立場で政策を検討する機関がない。

## <経歴・主な活動内容等>

- 総務省在籍中のH15～H18に箕面市出向。H20退職後、同年8月箕面市長に当選し3期務める。福祉部局（こども施策関係部署）の教育委員会への移管や、データを活用した「子ども成長見守りシステム」の構築、通学路への防犯カメラ設置など、こども・子育て施策の充実に尽力。R2退任後、現在は（株）アルファ建築設計事務所上席部長、大阪大学客員教授等。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- こどもの実態を把握し施策の分析・改善を行うため、こどもの全方位にわたる情報（学力・体力・生活状況だけに止まらず、家庭の所得情報等含む）を集約したデータベース活用が効果的。毎年悉皆調査することで様々な用途も生まれるため、まずはデータ収集が重要。
- 箕面市の「子ども成長見守りシステム」では、貧困や虐待など要注意のこどもの支援のため、データを用いて不安定なこどもを発見し、早い段階で現場に指示する体制を構築。データ分析により重点支援対象と判定されたこどもの3分の1が、これまで学校などで見守り対象として認識されていなかった。データによる確認が抜け漏れを防ぎ、こどもへの支援に繋がっている。
- データ活用の際、個人情報扱う現場職員に不安感（所得情報など機微なデータの掲載の可否、閲覧可能とする者の範囲等）があったため、これを取り除き安心して仕事ができるよう、個人情報保護条例を改正した。現状では、高校など市町村担当外機関との情報連携が課題。国では、こうした取組が自治体で可能であることの周知や、留意点について発信すると良いのではないか。
- 教育委員会事務局職員（行政職）を校長にするなど学校現場とも交流人事を行いつつ、教育委員会に福祉部局を移管した。これにより、担当者レベルで取組の重複・不足など課題に気づくようになり、幼稚園の預かり保育推進や母子保健と子育て支援の現場の連携、通学路への防犯カメラ設置など、具体的な改善・連携促進に繋がった。実際に現場が動く組織となるために人材育成が重要だが、自治体レベルでは特にデータを分析活用する人材に課題。
- 自治体への財政支援は必要だが、その際、効果の薄い施策を切るなど予算の重点化が重要。

### <経歴・主な活動内容等>

- 7歳のときに児童相談所に一時保護され、その後、高校卒業まで児童養護施設で生活。
- 施設の自立支援コーディネーターの支援もあり、高校卒業後に進学。金銭面での苦労など周りとの違いに悩みを抱えたが、施設出身者等を対象とした自治体の若者支援事業を受け、職員や地域の人々の様々な話を聞く中で自分だけが大変なのではないと感じ、自身の状況も受け入れられるようになった。
- 現在は、モデルとしての活動のほか、社会的養護の下にあるこどもに対する偏見をなくすため、当事者としてYou Tubeなどによる発信活動を行う。

### <こども政策に関する課題・意見等>

- 児童相談所の児童福祉司の役割をこどもに丁寧に伝えて欲しい。問題を起こさない子の所には職員がほとんど面会に来ず、担当職員がいる理由がこどもには分からない。また、児童相談所の記録はしばらくすると消除されるが、成人した後も自身の生い立ちを知る機会が保障されるようにして欲しい。
- インタビューサイトなどで、困難を抱えている自分自身と似たような境遇の中で頑張っている人がいるということが分かるようになると良いと思う。
- 社会的養護当事者へのヒアリング機会が増えるのは良いことだが、過去の経験を安易に聞くとフラッシュバックなども起こる。当事者が安全に自身の経験を伝えることのできる環境を保障することが必要。
- 施設退所後のアフターケアの考え方が広がってきたが、当事者自らが動かないといけない支援が多い。退所後も慣れ親しんだ施設を頼りたいと思う人もおり、施設の卒業者が定期的集まる場を設けるなど、施設内アフターケアを充実した上で、他の社会資源にも出会うことができるようなアフターケアも今後広がって欲しい。
- 学校の先生の中には児童養護施設に対する理解が少ない先生もおり、教員免許を取得する課程などで、児童養護施設についての教育・理解促進を進めて欲しい。
- 児童養護施設で育つ子と親の関係を整理するライフストーリーワークの取組が更に広がって欲しい。

## <経歴・主な活動内容等>

- アメリカの日系幼稚園の保育者としてこども・家庭への対応に当たった経験から、オハイオ州立大学で乳幼児教育やこどもの言語発達等について研究。帰国後も外国につながるこどもへの保育・教育の研究や、国・自治体等の研修プログラム開発等に携わる。現在は東洋大学ライフデザイン学部教授として保育者の養成等にも携わる。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 外国人のこどもなど外国につながるこどもは背景も非常に多様で、成長の過程で幼児教育・保育の質の影響を強く受ける。一方で、幼児教育・保育の現場は対応に疲弊している。また保育には、認可外や企業主導型など様々な場があるため、連携・研修が難しくなっている。各園のノウハウ共有と、通訳など人的資源の充実を図るとともに、日本の幼児教育・保育が大事にしてきた「人、もの、こと」との関わりを通じた発達の支援を質高く行っていくことが、外国につながるこどもを支えていく上で極めて重要。
- 保育者は外国人保護者とのコミュニケーションに困難を感じている。国際調査の結果からも、日本の保育者は文化的多様性への対応について自信を持ってない割合が高いこと等が明らかになっており、保育者への研修や養成課程、養成教員の研修等にこうした観点を組み入れていくことが重要。
- こどもであっても言語文化的適応には困難がある。乳幼児期は母語も母語以外の言語も同時に学んでいる状況であるため、かえって母語を簡単に失いやすい。対応を誤るとどちらの言語も中途半端にしかできない状況（ダブルリミテッド）に陥り、言語・認知発達はもちろんその後の生活や家族関係にも支障が生じる。家庭や保育・教育の場（就学後まで含む）でこどもの母語習得も大事にする必要。
- 幼児教育・保育以上に家庭の影響は強く、保護者支援が非常に重要だが、特に外国人散在地域などでは不十分。まずはICTも活用しつつ、日本の各種制度・支援等の丁寧な情報提供が重要。また、外国人家庭にも潜在力があり、それを活かす視点も大事。子育て支援に外国人コミュニティや各地の外国人支援団体等のリソースも活用し、地域一体となって外国人家庭を支えることが重要。

<経歴・主な活動内容等>

- タレント。2018年の船戸結愛ちゃんの虐待死事件をきっかけに、「こどものいのちはこどものもの」というチームをタレント6名で立ち上げ、SNSで募集した社会的養護に関する意見や、自治体や児童養護施設の職員、こどもたちの声を厚生労働省に届けるなど活動。また、「こどもギフト」というクラウドファンディングを立ち上げ、児童養護施設の改修費などを集める活動を毎年行う。
- 2児（8歳、4歳）の母親として、子育てに関する執筆活動や、ママたちが本音でおしゃべりできる場・ママズオンラインサロンを運営。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 私自身、活動を経て、施設職員に出会えて良かったと話すこどもたちや使命感をもって働く職員の姿に感銘を受け、社会的養護が身近な存在に感じるようになった。一方で、ドラマなどの描写では児童養護施設出身であることをネガティブに描かれることがあり、メディアも伝え方を見直していく必要があると感じる。
- 社会的養護経験のあるこどもたちからは、特別扱いをされたりかわいそうと思われることが苦しいという声があり、社会的養護の下で生活するこどもたちが身近に多くいるということ伝えて欲しい、との意見が多い。
- 子育て当事者としては、8歳の長女と4歳の長男の母。都内で長女を出産した当初は、夫は多忙でほぼ家にはおらず、子育てで孤立し、人・社会との交流から断絶され、苦しかった。当時の経験から、子育てで孤立する親をなくしていきたいという思いで、母親向けのオンラインサロンも行っている。こどものためにも母親への支援も充実させる必要がある。母親が幸せであれば自然とこどもも幸せになるのではないかな。
- 金銭面の問題で2人目、3人目を産むことを躊躇してしまうという話も聞くことが多く、経済的な支援も充実させて欲しい。また、乳児家庭全戸訪問事業は、監視されているような感じだった。気軽に相談しやすい形にすることが必要ではないか。こどもへの支援としては、いじめなどがあつたときの居場所となるような、学校や家庭以外のサードプレイスがあるとよい。
- 子育てしやすい社会にしていくためには、切れ目ない支援が必要。ネウボラのようなサービスが広がってほしい。出産～保育所に入るまでの間は子育てで孤立しがちなので、保育所を子育ての相談拠点として活用できれば良いと思う。施設をいつでも利用できるという雰囲気伝われば、地域での子育てが実現すると思う。また、役所とは違い児童館などを民間が運営しているところでは、職員に話しかけやすい雰囲気もあり、相談のハードルが下がると思う。
- 子育ての相談窓口として児童相談所を案内されたりするが、ハードルが高く、ソフトな相談窓口が少ない。東京都ではLINEで相談に乗るサービスなどを行っており、気軽に誰かに話を聞いてもらえることは良い仕組み。今の時代だと、単に家庭に直接訪問するのはハードルが高い。どのようにして垣根を低くしていくかを考える必要がある。
- 最近のお母さんたちの情報収集はLINEでやっている場合も多い。LINEのプッシュ型通知で情報が手元に届くなど、自分が役所に足を運ばなくても必要な情報が届くということは大事。また、子連れで役所に行くのは大変なので、役所でもオンライン予約のような仕組みがあると良いのではないかな。
- 男性の育児参加も進んでほしいが、今の父親たちの更に上の世代は仕事中心で深夜まで働いていた世代であり、育児参加の見本となる人が身近にいないことは男性にとって難しいことだと思う。子育てや家事の責任は母親という社会の雰囲気も母親のプレッシャーになっており、改善が必要だと感じる。シンガポールでは、子育てを手伝うヘルパーを雇う家庭が多いなど、家事・育児は母親の責任という認識が必ずしもない。シルバー人材センターの活用などで、子育て世帯と他の世代との関わりを持たせるような取組もよいのではないかな。

## <経歴・主な活動内容等>

- 専門は学校保健学、健康教育学。学校における健康教育プログラムの開発など健康教育の分野に高い識見を有し、保健体育の教科書作成等にも携わる。2007年から聖心女子大学教授、2019年から同大学副学長（学務・大学院担当）。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 学校における健康教育は、こどもたちが生涯を通じて健康で豊かな生活を送る基礎を培い、こどもの時期の健康課題を克服し、将来の様々な健康リスクを軽減していくことに繋がる重要なものであるが、健康教育の時間確保、指導者の力量形成等の課題がある。健康課題の多様化を踏まえ、学校における健康教育の中心となる保健教育の時間の十分な確保と保健体育教諭の力量の向上が必要。また、性や心の健康問題には、保健室において養護教諭が重要な役割を果たしているが、重大な問題等全てには対応できないため、専門家・専門機関との連携も課題。
- 性に関する指導内容を含め、日本の保健教育は系統性が担保されており、諸外国と比較して遅れているわけでは決していない。性教育の「性」概念には、国際的に見て生物学的概念中心のもの（sex education）、心理的・社会的概念中心のもの（gender education）、それらを総合したもの（sexuality education）の3つがあるが、日本でもこどもの発達段階に応じて性の生物学的側面も心理的・社会的側面もバランスよく学ぶことが出来るよう構成されている。
- 性に関しては集団指導と個別指導を分けて考える必要がある。誰もが理解しておくべき事項は集団指導で、個人の性的な課題（危険な行動等）は個別指導で対応すべき。その際、担任だけでなく養護教諭やスクールカウンセラー等も重要な役割を果たすが、他方、性に関しては学校が連携できる外部機関等が判然としてない課題もある。
- スウェーデンでは、生徒と年近い若者がeducatorとして学校の授業に参加し、生徒たちと性に関して議論を重ね理解を深めるpeer teaching（同年代の教え合い）の手法が取り入れられている（スウェーデンであっても性に関する指導は教師も躊躇してしまうことが多い模様）。また、性教育というより、人間関係に関する教育の一内容として性を扱っている。他方で、スウェーデンは個人主義が強いなど国によって前提となる社会制度や文化が異なるため、日本においてどのような教育が良いかは、制度だけでなく現場での実態を見た慎重な議論が必要。
- 健康推進のためには教育と環境整備の両方を推進する必要があるが、教育の寄与度は分かりにくく、マクロな評価を試みることも大切。また、こどもの健康課題を保健教育や学校安全、地域の保険サービスなど様々な要素の中で包括的に捉えて改善を図ることが重要。成育基本法に示された成育の概念などを踏まえると、保護者への健康教育も必要ではないか。

<経歴・主な活動内容等>

○ 前国立成育医療研究センター・こころの診療部統括部長。長年に渡り、小児精神科医として勤めつつ、こどもの虐待防止、社会的養育の在り方について提言。

<こども政策に関する課題・意見等>

○ 児童虐待事案の検証からも、条約批准にもかかわらず、こどもの権利の認知度が低いことが明らか。新たな組織（子ども庁）は「子ども権利基本法（仮称）」を制定して、こどもの権利主体性とその権利保障を基盤とすべき。

○ こども政策は全ての省庁に関わるもの。新たな組織は、大綱を作成して終わりではなく、全府省庁横断的な会議体の事務局となり、そこでの提言がそれぞれの省庁で重視されるよう強力な調整権限を持つものとする必要がある。

○ こどもの権利や利益が守られているか、こどもの声を聴き、行政から独立した立場で調査し、提言や勧告をすることができるコミッショナーの設置が必須。

○ こどもの意見を聞き、コミッショナーも参加した上で、定期的に具体的な「こどもの権利保障計画」を立てる。その作成及び進捗評価に当たっては、新たな組織が主導的に関わり、調整・指導を実施。

○ こどもの声を聴かずにこどもに関する施策が決められることのないよう、「子ども政策推進会議（こどもの代表、地方公共団体の代表等をメンバーとし、全国を数ブロックに分けて常設）」や、「（子ども庁）大臣とこどもの懇談会」といった制度を設けるべき。

○ こどもの権利保障に最終的な責任を有するのは国であり、権利保障の程度に地域による格差が生じないよう国が責任を持つ必要がある。そのため、こどもの権利にする施策は財政的にも国が負担すべき。また、家庭ごとの格差を最小限にするため、市区町村が民間と連携して家庭支援を充実させることが必須。

○ こどもに関する統計の一元管理とこどもの権利指標の設定が必要。

○ こどもへの施策についても、DXは欠かせない。その際、メリットの面だけではなく新しい技術がこどもに与えるデメリットについても問題発生前に対策することが必要。

<経歴・主な活動内容等>

○ 日本財団は2019年10月から2020年5月まで、有識者による「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会」を開催し、子ども基本法の試案を含む提言書を作成。

<こども政策に関する課題・意見等>

○ 日本は子どもの権利条約に批准した時に国内法の整備を行わなかったため、こどもの権利を包括的に定めた「子ども（の権利）基本法」が存在しない。2016年児童福祉法改正で理念にこどもの権利は明記されたが、教育や司法に及ぶものではなく、権利侵害を防ぐ法的根拠や制度も不十分である。こどもの権利に関する国の基本方針や理念、こども行政の調整機関の設置、子どもコミッショナー（またはオンブズパーソン、権利委員会）の設置等を内容とする「子ども基本法」の制定が必要。

○ 「子ども基本法」の理念と責務には、生命・生存・発達への権利等、児童の権利条約の4原則を明記することが必要。

○ 新たな組織（子ども庁）にはこども行政の調整機関としての役割を期待する。調整機関は、予算措置、データ収集、こども関係者への研修、こども自身への権利の教育、こどもの権利が守られているかの指標（ウェルビーイング指標）の作成、法や制度がこどもの権利に沿っているかをチェックする機能が求められる。

○ 「子ども基本法」、「子ども庁」、「子どもコミッショナー（仮称）」が実現すれば、国連児童の権利委員会から勧告された、立法措置、調整機関の設置、独立した監視機関の設置の3点に対応したといえる。

## <経歴・主な活動内容等>

○ 日本ユニセフ協会は、ユニセフ（国連児童基金）の付託を受け、日本国内においてユニセフの広報・募金活動および、子どもの権利条約に基づき子どもの権利の実現のための政策提言（アドボカシー）活動を行っている。

## <こども政策に関する課題・意見等>

○ こども政策のさらなる拡充を図るため、行政機関から独立したこどものためのモニタリング機関として「子どもコミッショナー」を設置することが必要。

○ 「子どもコミッショナー」は、こどもの権利に関する調査、それに基づく提言・勧告、児童の権利に関する条約の国内実施に向けたアドバイス、こどもの権利に関する教育・啓発を任務とすることを想定。諸外国ではコミッショナーの活動により施策の改善が図られた事例が多数。

○ 「子どもコミッショナー」が効果的な活動をするための要素として、組織の独立性が法律で定められ、法律に定められた任命プロセスにより任命され、独立した予算を有すること、こどもの参加が確保されること、コミッショナーから子ども達に（その逆も）アクセスしやすいことが挙げられる。

○ EU・英国（28か国）のうち27か国で「子ども・若者協議会（council）」が置かれており、15か国には「子ども・若者議会（parliament）」が置かれている。「子ども・若者協議会」が置かれている27か国中11か国では協議会が政府のこども・若者政策に関するアドバイザリー機能を有している。

○ こども参加の在り方としては、参加の度合いに応じて、コンサルテーション型参加（アンケート等おとなが主導し、こどもの意見を聴取）、協力型参加（おとなが主導し、パートナーとしてこどもと協力）、こども・若者主導型参加といった形態がある。どれが望ましいということではなく、場面に応じて適切な形態を選択することが必要。「子どもコミッショナー」は、社会参加の機会が限られるこどもたちの意見を提言等に反映させることができ、こども参加を促進する。

## <経歴・主な活動内容等>

- 2007年にキッズドアを立ち上げて以来、貧困に苦しむ日本のこどもたちへの教育支援に特化した活動や子育て家庭への支援活動を展開。内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員等を務める。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- こどもの貧困は、塾等に通えないだけでなく、勉強する場所がない、保護者が勉強を見る時間がない、参考書など教育へのわずかな投資もできないなどの多くの問題があり、経済的困窮が複合的な不利を生んでいる。学習支援を通じて、こどもが文化的資本や社会関係資本を蓄え自立する力をつけていくことで貧困の連鎖を解消できる。こどもの貧困対策は福祉ではなく投資と捉えて取り組むべきで、こどもに関する総合的な戦略を立て、社会全体でこどもを育てていくべき。
- ひとり親家庭の貧困が深刻。また、新型コロナ下で子育て世帯は大きな影響を受けており、困窮時のセーフティネットを整備すべき。現在の生活保護は一度支援を受けると中々脱出しづらい制度であり、給付付き職業訓練制度や緊急現金給付など、働く意欲のある保護者・若者が現金給付を受けながら学び直し等を通じてスキルアップして働けるようにすべき。他方で、二人親家庭の貧困や多子世帯、保護者の心身の健康にも留意が必要。パソコンやネット環境が無いと様々な不利が生じており、この点も配慮が必要。
- 児童手当や児童扶養手当等を一本化するなど、プッシュ型で子育て世帯を支援できると貧困対策にも少子化対策にも繋がるのではないかと。現在の経済的支援は15歳までを想定しているものが多く、高校進学後から卒業までの支援が薄いのが課題。
- 高校生の貧困が貧困連鎖からの脱出を阻む最大要因。受験料など大学受験の負担が進学を断念させている。高校生をしっかりと支援することで大学進学など進路が安定し、貧困の連鎖解消に繋がる。高校中退も課題。中退すると地域若者サポートステーションに相談に行くが、対象年齢層が広く使いづらい模様。中退させないよう支援することが一番。高校中退は基礎自治体も情報把握しづらいため、基礎自治体と都道府県等で情報共有を図れるようにすることも一案。
- 自治体もこどもの貧困対策に取り組んでいるが、ノウハウがなく困っていることも多い。自治体の相談に乗る機能が国にあると良い。また、自治体間の取組のバラつきを是正するため、国で目標や指標を立て、取組状況等を調査・公表するといった方法もあり得るのではないかと。

## <経歴・主な活動内容等>

○ 専門は教育行政学・教育財政学であり、内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議委員、文部科学省中央教育審議会教育課程部会委員などを務める。

## <こども政策に関する課題・意見等>

○ 「こどもを守る」施策を推進するだけでなく、こども・若者自身も参画し意見を表明できるよう「こどもと進める」施策を推進していくことが重要。

○ 「こどもの権利の実現」という基礎理念があると、各省が実施している個別施策に横串が刺さり、関係省庁間の連携をより図ることができるのではないか。こどもの権利の包括法（子ども基本法）は政策的にも重要。

○ こどもが自殺、いじめ、虐待など包括的・継続的に相談できるこどものワンストップ窓口を設置することが重要。

○ こどもの貧困は、低所得以外に虐待・障害、LGBT、外国籍、ヤングケアラーなど複合的な要因から深刻化する。高齢者の介護ケアプランのようなこども・若者の総合的なケアプランを作成する仕組みがあったら良いのではないか。

○ こども・若者のウェルビーイングを重視し状態を改善するために緊急度と効果が高い事項、例えば自殺、虐待、貧困対策などこどもの生存・尊厳に関わる事項の取り組みの優先度を高めるべき。

○ 国は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、少子化社会対策基本法など、こどもに係る様々な基本法に基づき大綱や計画策定を自治体に求めているが、自治体の負担軽減のためにも計画や大綱は整理・統合すべき。政府DXの活用も検討されるべき。

○ こどもの支援に関する教育・福祉等のデータベースの在り方について、ただデータを集めるだけでなく、そのデータを分析するデータアナリスト、支援の司令塔となるスクールソーシャルワーカーなど常勤の専門職を置くべき。また、データベース構築・運用に関わる省庁・部局間でしっかり連携してほしい。

## <経歴・主な活動内容等>

○ NPO法人パノラマにおいて、学校内の居場所カフェの運営、若者自立支援事業、サードプレイス提供事業などを行っているほか、厚生労働省新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会委員などを歴任。

## <こども政策に関する課題・意見等>

○ 高校の多くが都道府県の所管である一方、福祉施策の多くは市区町村が所管しているため、県立高校において実施する福祉の観点からの取組に予算措置がなされにくい。都道府県と市区町村の縦割りを廃して連携し、一体となり事業を実施していくことが重要。

○ こどもに関する施策や制度には小中高、15歳、18歳と年齢の縦割りがある。年齢による切れ目のない支援を実施してほしい。

○ 課題を抱え支援を必要としているこどもがいる学校に出向いて支援を行うアウトリーチ型の支援を行っているが、様々な形の通信制の学校への進学者の増加やコロナ禍でのオンライン授業の増加により、物理的に学校に行かないこどもも増えており、課題を抱えたこどもを認識しにくく、支援が難しくなっている。

○ 学校内での居場所作りは、学校（2ndプレイス）と地域（3rdプレイス）を繋ぐ「2.5プレイス」であると考えている。抱えている課題の早期発見・早期支援に繋げるとともに、様々な地域の人と繋がる中でロールモデルとなる大人との出会ったり、文化に触れ合うことができる、人を人とを繋ぐ場である。

○ 何人就職させたか等単純な実績が評価指標となると、支援に時間のかからない人が支援機関に受け入れられやすくなり、支援に時間を要する方が切り捨てられる可能性がある。こどものためになっているかを一番に考えて施策を組み立ててほしい。

# 小澤いぶきさん（児童精神科医、NPO法人PIECES代表）【こどもの心のケア】

## <経歴・主な活動内容等>

- 大学病院にて精神科医として臨床に携わり、その後、総合病院及び児童相談所で虐待臨床、トラウマ臨床、発達障害臨床に携わる。現在は、東京都の嘱託医として社会的養護の現場にて、トラウマケア・トラウマインフォームドケアの実践及び普及啓発を進める。
- NPO法人PIECESの代表として、子どもと社会のwellbeingを目指し、子どもの暮らしに関わる人・地域の市民性の醸成・エンパワメント及びレジリエンスのあるエコシステムが生まれる土壌づくりに取り組む。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- これまでのこども政策は、虐待死など、子どもが犠牲になって初めて動き出したり、政策提言できる人のいる分野に注目がされやすい状況があった。また、行政の担当者次第で動きが変わっていた。そのような状況を変え、子どものニーズに柔軟に対応しながら、一貫したこども政策が行われるためにも、立ち返るべき基本として、「こども基本法」の制定が必要。こどもに関わる政策は、こどもの生存が保障されるものになっているか、こどもの声がきちんと聴かれているか、権利の保障がなされているかなど、基本法に照らして合わせて検討され、評価される必要がある。また、「こども」と一言にいても、そこにはとても多様な背景を有する子どもたちがいる。難民や移民のこどもも含め、まだ政策にインクルードされていないこどもがいることに自覚的になり、その声もきいていく必要がある。
- こどもと関わる人は全て当事者になり得る。例えば家族だけに過度な責任が負わされたり、養護施設の職員の疲弊や傷つきは、結果として、こどもにしわ寄せが行く。こどもも勿論のことだが、こどもと関わる人がきちんとケアされることも必要。パラレルプロセスとして、ケアする人のケアが、結果として、こどものケアに繋がる。これらを考えた時に、こどもに関わる施設職員や里親さん、養親さんを含めたサポート体制は重要。
- こどもの声がきちんと聴かれることが必要。文化としてのアドボケイトを根付かせることも求められる。
- 例えばからだに怪我をした時、擦り傷の手当ての仕方を知っていて、骨折していたら必要な医療につながるのと同じように、こどもの心の怪我へのケアの仕方や必要なリソースを誰もが知り、活用できるとよい。どんな時に心が怪我をし、それによりどんな影響が生まれるのか、どんな手当てが必要で、更なる怪我を防ぐために何ができるのかを知り、実践できる文化と仕組みが必要。また、怪我をしても回復できるレジリエンスをこどももこどもの周りも持っていることを知っておく必要もある。
- こころに怪我をしているかもしれないという観点で起こっていることを捉え直していく必要がある。起こっていることは全てその時を生き延びるために必要な行動である場合がある。心のケアがなされないまま、さらに心が傷を負う環境だと、心が複雑骨折を起こしてしまう。また、大人から見ると一見問題のない（大人にとって扱いやすいと感じる）ように見えるこどもも、庇護されるために、あるいは生き延びるために親や周囲の期待に過剰に適応せざるを得ない状況に置かれていることもある。
- こどもの心のケアのために予防という観点もとても大切。予防のためにできることとしては、こどもの声の聴き方を学ぶことであったり、心が傷つくということはどういうことかについての知識を学ぶ。また、ちょっとした心の傷付きのケアができる人材を育成し、トラウマインフォームドケアの視点で、こどもへの支援に関わっていくことが求められる。文化としてのトラウマインフォームドケアの実践が必要である。
- 自身の出産の経験を通じて感じたこととして、出産直後に様々な手続きをオンラインで手続きできたりワンストップで手続きが済むようになるだけでも、手続きや申請の取りこぼしが減るのではないかと感じた。また、利用可能な制度であっても、知られていないことが多かったり、自分が申請しなければ受けられないのも課題。アクセシビリティの観点から情報発信や制度設計を見直す必要がある。多様な家族の形がこれからもっと広がる可能性も踏まえての制度設計が望まれる。（また、団体を通して各地域に関わる中で、各自治体や地域のニーズに沿った政策運用や、各地域・自治体のレジリエンス・主体性や柔軟性が生かされる政策の策定が必要だと感じている。）

### <経歴・主な活動内容等>

- 柿沼さんは、埼玉県久喜市で幼保連携型認定こども園こどもむらを運営。東ヶ崎さんは、茨城県東茨城郡茨城町で幼保連携型認定こども園飯沼こども園を運営。お二人とも少子化が進む地域において、1～3号児の教育・保育に加え、地域子ども・子育て支援事業（13事業）に基づく多様な子育て支援も実施している。

### <こども政策に関する課題・意見等>

- 認定こども園は、学校教育機能と児童福祉機能、地域の子育て支援機能を併せ持つため、1～3号認定の0～5歳児だけでなく、家庭で育ており保育所や幼稚園等に属していないこどもも含めた全てのこども・保護者が活用でき、切れ目のない支援ができる、地域の子育ての中心的な役割を果たし得るもの。人口減少・少子化社会において、こうした機能を持つ認定こども園の役割が益々重要。
- 就学時に格差を生じさせないための就学前教育の質の確保には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解と実践、職員の資質向上（研修の充実、キャリア形成の支援、上級免許等の取得支援等）が重要。また、こどもの発達状況や抱える課題が多様化しており、保育教諭の職務環境改善のためにも、0.3兆円超予算確保による保育教諭配置基準の改善、保育の少人数化が必要。現行の30対1では限界。発達状況の違いに丁寧に対応することが就学以降の生活にも好影響。
- 加えて、教育も保育も子育て支援もどれも重要であり、どこでもこれらが担保されるようにすべきであることを考えると、3要領・指針のより一層の整合化・包括化、国民・保護者への周知と理解促進が必要。せっかく良い要領があるにもかかわらず、社会に発信されず活用されていないのは残念。質の評価にあたっては、要領がまずベースとなり、職員の資質向上や職員のゆとりある対応等の如何を評価し、施設側が改善の気付きを持てるものにすると良い。
- 小学校との連携では、学校関係者評価委員会や小学校接続委員会等の活用、公開保育とその研究協議が効果的。また、認定こども園に学童保育や放課後の学習支援の場を設けることも有益。卒園児や小学校等との関わりが生まれ、こどもの成長を卒園後も継続して支援できている。
- 地域子育て支援においては、こども園に在籍する保育教諭、栄養士、看護師等職員の専門性を活かすことが有益。13事業の積極的な活用に向けて、国は自治体間の取組の差を埋めていくように働きかけることが必要。また、所属先のないこどもたちが課題であり、必要な支援に繋げるためにも、産前・産後の段階から地域の頼れる場所（こども園）を知り通ってもらうことが大切。
- 認定こども園を中心として、産前・産後ケア、さらには放課後の学童保育を含めた多機能型の地域子育て支援の展開も可能。こうした地域の子育て支援の拠点としての機能をより果たしていくことが重要。
- 地域や関係機関との連携については要領に記載されており、その積極的な実施が重要。虐待や発達障害、外国人のこどもなど課題が多く、関係機関とのより一層の連携のため、地域ネットワーク会議の活用が必要。
- 行政からの通知や調査、提出書類等の重複は課題。施設整備への支援も1号部分と2・3号部分に分かれるなど複雑な仕組みになっており、一本化できると良い。また、こども関連施策の一本化、保育教諭等の社会的立場の向上に期待。人口減少社会への変化に対応した施策の転換が必要であり、こども園が全てのこども・子育てのセーフティネットとなれるよう、継続的な支援が必要。

# 天野 妙さん（みらい子育て全国ネットワーク代表）【子育て当事者】

## <経歴・主な活動内容等>

- 待機児童が世論で問題になった際に、ポジティブな発信をしようと子育て当事者で集まり、みらい子育て全国ネットワークを結成。Twitter上で子育て政策に関するアンケートを行うなど、子育て政策についての情報発信、政府への提言などを行っている。

## <こども政策に関する課題・意見等> ※ヒアリングにおいては天野代表のほか、みらい子育て全国ネットワークメンバー3名に御参加いただいた。

- みらい子育て全国ネットワークにおいて、Twitterを用いて子育て政策に関する8項目のアンケートを実施（アンケート結果は別添のとおり。）。それぞれの項目について、事務局によるヒアリングにおける意見は以下のとおり。

### <1. 幼児教育保育、2. 学童保育、3. 小中学校の教育について>

- 幼児教育保育や学童保育、小中学校の教育についての課題として、保育士や教員・職員の処遇改善・労働環境の改善を求める声が多い。保育者の労働環境については、現場の人手が足りず休まる暇もなく、年収も全産業平均に比べ大きく低い。処遇改善と保育士のタスクシフティングが必要。
- 保育利用申請について、転居や第二子育休時（の第一子）に保育所が利用できなくなるなど、現状必要な人に保育利用の機会が担保されているとはいえ、要件を見直して欲しい。このほか、現在当事者目線になっていない支援として、自治体HPで保育所等を調べてもその自治体の保育所等しか出てこなかったり、認可外保育施設が出てこなかったりする。学童保育なども民間事業者の情報が載っていないことがあり、情報を集約して欲しい。また、保育の利用申請の際に就労証明書を紙に書いて出す必要があり、自治体によって様式も様々で職場に申し訳なさがある。
- 保育所は、利用者のみならず地域の子育て当事者を支援するプロとして、虐待を発見したり予防するのに重要な役割を果たすが、現状その活用は十分ではない。また、保育所と別の機関（自治体、児童相談所、警察等）との情報連携と抜け漏れないフォローができるようにしてほしい。

### <4. 子育て費用の負担について>

- 少子化が進む原因として、子育てにお金がかかりすぎるとい点があるが、問題はどこに財源を充てるか。子育て当事者の大部分は、大学・専門学校の負担が大きいと感じている。

### <5. 子どもの安全について>

- こどもの安全を守るためには、イギリスのDBSのような仕組みや、こどもだけでなく大人に対する性教育も改めて必要。

### <6. 子どもの貧困について>

- 養育費の取立・未払への支援を必要とする声が多く、義務教育の無償化やこどもの居場所確保が必要という声も多い。貧困問題への支援策としては、一定所得以下の世帯に現金給付を行う米国の給付つき税額控除(EITC)の導入を検討すべき。生活保護のように給付の必要性審査もなく、後ろめたさを感じない。

### <7. 男性の家庭進出>

- 男性の家庭進出については、パタニティハラスメント対策や中小零細企業の負担軽減の声が多い。男性の家庭進出を進めるには、とるだけ育休にならないよう、父親学級の充実も必要。また、父親にも、一人で子育てを行うことの大変さを実感してもらうことは大事。

### <8. 妊娠・出産の支援について>

- 妊娠・出産の費用負担は42万円では足りない。また、無痛分娩は実施できる環境も少なく費用も高いため、もっと身近なものにしてほしい。
- 妊娠～子育ての切れ目ない支援も重要であり、母親が孤独を感じないよう、フィンランドのネウボラのような仕組みが必要ではないか。資格を持った専門職というよりも、少し先輩の現役のお母さんのような人に、保活や自身のキャリア、普段の生活のことなどを相談できる環境があるとよい。こどもだけでなく、保護者目線でも一緒に困りごとを考えてほしい。また、地域子育て支援事業の認知度が低く、保護者に知らされる機会もない。既存の支援をしっかりと活用できるよう、必要な支援をプッシュ型で教えてくれる人・場所があるとよい。

### <その他の意見>

- 子育てがしづらいつと感じる原因に職場環境の問題がある。こどものことで急に休むことが当たり前ではない環境では、職場にも家庭にも罪悪感を感じる。また、子育ての不安はこどもの年齢などその時々によって変わるが、こどもや家族に何かがあったときに生活に困るのではないかと、ギリギリ感を感じる社会になっていると思う。
- 政策立案においてこども・子育て当事者の声を聞くに当たっては様々なチャンネルが必要だが、見つけやすさが重要。また、声を上げる習慣のない人の声をどう拾うかが難しい。行政の意見募集は一方向的と感じるので、双方向のやりとりができればよい。また、SNSなどで気軽に意見募集できるとよい。

# 1 幼児教育・保育

#子育て政策問いてみた  
#GoTo候補者

幼児教育・保育については2019年から無償化されています\*。引き続き進められていく問題で、最も重要なのはどれですか？  
(※施設・年齢などで無償化の範囲には制限があります)

待機児童・優れた待機児童	14%
保育者・教諭の配置基準	13%
保育者・教諭の処遇改善	47%
保育者・教諭の労働環境	26%

みらい子育て全国ネットワーク Twitterアンケート  
N=4,152 (2021/9/2~9/9)

# 8 妊娠・出産の支援

#子育て政策問いてみた  
#GoTo候補者

妊娠～出産に対して必要だと考える支援は何ですか？

検診～出産の無償化	44%
無痛分娩の促進・費用軽減	18%
心のケア(うつ・自殺・産後等)	11%
切れ目ない支援(ネウボウ等)	27%

みらい子育て全国ネットワーク Twitterアンケート  
N=2,360 (2021/9/9~9/16)

# 7 男性の家庭進出

#子育て政策問いてみた  
#GoTo候補者

企業への周知・意向確認の義務付けや、育休の分割取得・半育休など、法改正による男性の育休取得促進策が2022年から施行されます。さらなる男性の家庭進出には何かが必要？

パタニティ・ハラスメント対策	38%
父親学級の充実・受講率UP	13%
中小零細企業の負担軽減	40%
ワークライフバランスの育休整備	9%

みらい子育て全国ネットワーク Twitterアンケート  
N=766 (2021/9/8~9/15)

# 2 学童保育

#子育て政策問いてみた  
#GoTo候補者

待機児童・小3の壁・児童の詰め込み・父母運営・職員の処遇など、地域によって様々な問題があります。最も重要な課題は？

待機児童	14%
職員の配置基準	10%
職員の処遇・労働環境	53%
基準・運営方式の地域格差	23%

みらい子育て全国ネットワーク Twitterアンケート  
N=2,147 (2021/9/3~9/10)

# #子育て政策問いてみた #GoTo候補者

私が解決してほしいこと



概要・楽しみ方 写真投稿フォーム

# 6 子どもの貧困

#子育て政策問いてみた  
#GoTo候補者

子どもの7人に1人が相対的貧困の状況にあるといわれています。子どもの貧困対策として何が必要ですか？

義務教育の完全無償化	31%
食料支援(フードバンク等)	7%
子どもの居場所の確保	26%
養育費の取立・未払の支援	36%

みらい子育て全国ネットワーク Twitterアンケート  
N=1,168 (2021/9/7~9/14)

# 3 小中学校の教育

小中学校での教育において、何が最も重要だと思いますか？

さらなる少人数学級の実現	12%
教員の人材確保・質の向上	34%
教員の労働環境の改善	45%
ICT教育の強化	9%

みらい子育て全国ネットワーク Twitterアンケート  
N=2,834 (2021/9/4~9/11)

# 子育て費用の負担

#子育て政策問いてみた  
#GoTo候補者

養育や教育など、子どもが成人するまでにかかる費用は数千円とも言われます。最も負担が重いと感じるのはいつですか？

保育園・幼稚園	4%
小学校・中学校	5%
高校	13%
大学・専門学校	78%

みらい子育て全国ネットワーク Twitterアンケート  
N=2,831 (2021/9/5~9/12)

# 5 子どもの安全

#子育て政策問いてみた  
#GoTo候補者

児童の性的搾取・虐待・体罰・性教育・いじめ防止対策の不足等、日本の子どもの人権保護については国連から指摘されています。最も優先すべき対策は？

子どもへの性犯罪抑止策	28%
子どもへの性・人権の教育	37%
大人への性・人権の教育	21%
現相・DVやフェイクターの拡散	14%

みらい子育て全国ネットワーク Twitterアンケート  
N=2,559 (2021/9/6~9/13)

## <経歴・主な活動内容等>

- 2003年から18年間にわたり福岡市こども総合相談センター所長として幾つもの改革を推進。2021年より西日本こども研修センターあかし企画官。社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会委員等を務める。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- こどもの権利擁護、児童虐待問題の解決のためには、児童ソーシャルワーカー、保育士、教員等の養成教育を十分なものとしていくことや、こども自身がこどもの権利を学ぶ機会を保障していくことが重要。養成教育の内容については、こどものケアや保護者の支援のニーズに十分対応できるものとするとともに、こうしたニーズに対応できる養成教育が行えているかを評価するシステムが必要。
- その上で、子どものケア・教育に関する人材、保護者支援やソーシャルワークに関わる人材について、支援等の対象者の数に見合う適正な配置を行うことにより、全国どこの自治体でも標準的なケアや支援を受けることができる体制を構築することが必要。また、サービスの質の均てん化を保障するための取組として、質の高い評価制度への改革、評価者の確保・養成を行うことが必要。
- 児童虐待問題等に取り組む上において、文科省所管のスクールソーシャルワーカーの活用に自治体間格差があり、現場のニーズとのギャップを感じており、適正化が望まれる。
- また、厚労省所管の要保護児童等対策と内閣府所管の子供・若者育成支援は、所管する実施主体の違いや、子供若者支援に十分取り組めていない市町村があるなど、うまくつながっていない。子供・若者支援を市町村業務として明確に位置付けることにより連携がしやすくなる。
- 行政による措置や政策立案におけるこどもの意見表明や反映を行っていくためには、真に子どもの立場に立ち、省庁横断的な調査を行い、それに基づいて、強い提言能力を持った独立した委員会を設置するとともに、それに付随した形で、こどもや若者が意見を表明する委員会を設置することが必要。また、自治体のこども施策の委員会に、こどもや若者の参画を義務付けることが必要。
- こどもや若者の意見反映プロセスとして、各分野（社会的養護経験者、ヤングケアラー、ひきこもりなど）の当事者が団体を作り、それが全国でつながってグループを形成していくプロセスが重要であり、それを公的に支援していく仕組み、支援を行うことができる人材の育成が求められる。
- 今後、家庭養育優先原則に沿った施策をさらに推進していくためには、自治体間の格差を埋めていくことが必要。そのためには、子どものニーズに対応できる専門の児童ソーシャルワーカーを、児童相談所などの現場に十分配置するとともに、施策の企画立案を行う本庁の担当部署や養成教育の場に配置していくことが必要。

### <経歴・主な活動内容等>

- 2015年より慶應義塾大学文学部准教授。専門は発達心理学、発達行動遺伝学。一人ひとりのこどもにとって最も良い家庭環境・家庭外の環境とはどのようなものかをテーマに、保育所・幼稚園・家庭を主なフィールドとして研究を進めている。近年では自治体と連携し幼児教育・保育の質評価について研究。

### <こども政策に関する課題・意見等>

- 現在の幼児教育・保育の質評価システムは客観性や効率性等に課題。福祉サービス第三者評価は、受診が努力義務で有償のため受審率が都道府県によって異なっていたり、ほとんどの施設が満点となっているところもあったりするなど、利用者に資する情報になっていない。学術的に妥当な尺度を使って施設間比較や経年変化も可能にするべき。
- 質評価では定量的に分かりやすく「見える化」することが重要であり、国際的な質評価尺度である保育環境評価スケールは参考になる。同スケールを日本で適用した研究では、認可保育所間で質のバラつきがあること、評価を続けることで徐々に質が向上していくこと、評価の高い園にいるこどもほど発育が良好、などがわかっている。エビデンスに基づき説明責任や補助・支援に繋げていくことが可能。全てのこどもの発育保障のため最低限度以上の幼児教育・保育を保障することを目的に、エビデンスに基づく統一された指標・一元的な機関による質のモニタリング、質向上へのインセンティブと評価結果の公表、評価と認可・指導等との連動、評価精度の向上とEBPMのための官学連携等といった要素を持つ幼児教育・保育の質評価・向上システムの導入を検討すべき。
- 米国のQuality Rating & Improvement System(QRIS)などは参考になるが、国によって制度設計は異なっている。日本の幼児教育・保育の歴史的文脈やこれまでの制度設計になじむ日本版の方策を考えていく必要。日本では質の高低を表す仕組みがない（海外では料金の違いに反映される）こと等でインセンティブが働かないことを踏まえる必要がある。何を最低限度以上の幼児教育・保育と想定するか、評価内容の検討、その妥当性の確保がまず重要な課題。評価者の養成・確保や評価のクオリティコントロール、待機児童問題を踏まえた評価結果の公表の在り方等の検討も重要な課題。まずは待機児童がいない地域などで試験導入し、検証を行った上で全国展開していくことも一案。

## <経歴・主な活動内容等>

- 東京大学小児科教授、東京大学医学部附属病院副院長を経て、2012年より国立成育医療研究センター理事長を務める。日本小児科学会前会長。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- わが国のこどもの「健康」は、先進国の中で「身体的健康」が高い水準ある一方で、「心理的健康」や「社会的健康」の水準は低い。また、わが国のこどもの貧困率は高く、特に母子世帯の貧困率が突出して高い。貧困は、こどもの健康に対して、基本的な生活習慣を身につけることが出来ず成人病などの疾病に罹患しやすくなるなどの影響を与える。世界におけるメンタルヘルスの状況として、10代のこどもの16%がこころの健康問題を持っているが、そのほとんどが気付かれなかったり、未治療の状態となっている。こころの健康問題の大半を占めるのが「うつ」である。また、わが国ではこどもの死因の第1位が自殺となっている。思春期のこどものこころの問題に対応しないと、こころと体の両方を阻害し、人生を全うすることが難しくなることから、こころの健康の増進、悪化予防がこどもの健全育成のために必要。しかしながら、わが国では、こころの問題を定期的にチェックするシステムがない等、適切に対応できていないのが現状。
- わが国の乳幼児健診等において、身体的状態のみならず、心理的・社会的な状態についても評価する項目を追加すべき。また小児科医等が、こどもの健康相談に関して専門的な助言等を行うスキルを持つことや、小児の個別健康相談に適切な対価が支給されるしくみの構築が必要。
- 医療の進歩の成果により、重度の慢性疾患を持つこどもは、長期にわたる人工呼吸器装着等の健康問題を抱えて成人に移行。在宅での医療的ケアが必要なこどもは約2万人、うち人工呼吸器管理の必要なこどもは4,600人であり毎年増加。こうした医療的ケア児の在宅医療を支援するため、こどもと家族に必要な短期滞在ケア（医療型短期入所施設）を全国に普及していくことが必要。
- 難治性疾患の約6割は遺伝子の異常によるものであり、現在厚生労働省で難病患者の遺伝子解析が行われており、原因遺伝子の同定が進んでいく。さらに、遺伝子治療を進めていく必要がある。こどもに関する医療については、研究支援も含め医療政策全体の中で推進していくことが重要であり、こどもという観点だけでまとめることは必ずしも適切ではない。例えば、小児慢性特定疾患対策と難病対策は、現在同一の部署で所管しているが、両制度の経緯やコンセプトの違いから、まだ十分に連携できていない部分もあるため、今後より一層一体的な運用に取り組むべき。
- がん対策基本法等によりがん対策が進捗したように、成育基本法に基づき、成育医療等について、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野の相互連携を図り、横断的な視点での総合的な取り組みを推進する必要がある。都道府県レベルでの実態調査や、その結果明らかにされた課題への対応も重要。
- 中央省庁再編時に観念された4つの「国家の機能」に、5つ目として「社会の存続支援機能」を追加し、少子化対策を含むこども政策を積極的に推進すべき。

## <経歴・主な活動内容等>

- 東京都中野区で陽だまりの丘保育園の園長を務める。当保育園では、0～5歳児の保育に加え、一時保育、子育てサークル、出産前体験学習、保育所体験等の子育て支援サービスを行っている。

## <こども政策に関する課題・意見等>

- 幼児教育として、こどもにとってどうかという視点から、アクティブラーニング（主体的で・対話的で・深い学び）をベースとすることが大事。こどもの疑問や「やってみたい」という思いを大事にした体験活動に取り組むことが、色々なことへの気づきのきっかけとなる。結果以上に、調べることが楽しいと感じ、多様なものへの興味の広がりから、多角的な視野で様々なことを主体的に考え、試行錯誤することで深い学びにつながる。非認知能力と認知能力、こどもの興味・関心と大人の願い等のバランス、環境を通して保育を行うことが大事。
- こどもの興味関心事項を広げる活動を通して、こどもの声を拾い、対話をするからこそ、その活動が振り返ると「10の姿」（幼児期の終わりまでに育って欲しい姿）につながる。「10の姿」は、それを目指して活動するのではなく、活動の振り返りと次のこどもの姿や活動の見通しを持つことに活用することが大事である。振り返りの過程においても、「10の姿」を意識するあまりにこどもの声や対話を忘れて、大人の思いが強くなり過ぎないように気を付けることが大事である。
- 「保育の質」は保育者の質といっても過言ではなく職員教育が最も重要。リーダーとしてのマネジメント力、こども自身が考える力を身につけるためにも、保育者のコーチング、ティーチング、ファシリテーション、アサーションといった能力を研修の中で培っていくことが求められる。保育者の質として求められるものが高くなっている一方で、職員配置30：1では無理があると感じる。当園では、こども22人に対して職員2人体制（1人がこどもの声を聴き、1人が全体を見るという役割分担）とすることで、やっと保育の質を担保している。プロセスの質とともに構造の質の向上も必要である。職員や保護者の精神が安定した状態で、モチベーションを持って意欲的に学んでいる姿、ワクワクして物事に取り組んでいる姿、思いやりのある姿をこどもに見せることが、こどもにとっての特に大事な学びになる。
- 保育指針などについて、幼稚園・認定こども園・保育所間や職員間での共通理解を図ることや一般社会での理解を進めるためには、かみ砕いた内容で明確かつ簡潔な分かりやすいガイドラインなどが必要。
- 小学校との連携については、保育所が主体となっていくことは難しいが、学校長や教育委員会、幼稚園・認定こども園・保育所との間に両教育を理解したコーディネーターが入り、主体的・一体的に動いてくれると進みやすくなる。また、学校や園の紹介をこども同士が自ら行い交流していくことや、保育士と教員同士のコミュニケーションが図られ、合同の研修やお互いの取組を共有するための体験型の学習の機会があれば、相互理解につながり連携が進む。
- 未就園のこどもへのアプローチなど地域の子育て支援においては、幅広い地域関係者の話し合いの場が設けられると良いが、そのためにも地域の中に街ぐるみの幅広い視野をもって活動するコーディネーター役がいると、取り組みが進む。
- 配慮が必要なこどもへの取り組みとして、自治体を通して、幅広い知識を持った専門家からの発達や療育相談を園が受けられるしくみが必要である。

<経歴・主な活動内容等>

- 武蔵野東第一・第二幼稚園の園長。長年、園での教育に携わる。同園は、昭和39年創立以来57年にわたって自閉症児の教育、インクルーシブ教育を実施。園生活を通して「多様性・相互性・有限性・公平性・連携性・責任性」を尊重し「主体的・対話的で深い学び」の実践による資質・能力の育成を重視した実践を積み重ねている。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 幼児教育は環境を通じた教育であり、教師は従来から幼児理解を重視してきたが、「個別最適化な学び」「協働的な学び」のためにも幼児理解という専門性の高いスキルを身に付ける必要性が増している。幼児教育の質の向上に向けて、教師は実践を通して学び続けることが大切であり、振り返りや意見交換のためのノンコンタクトタイムの確保、園内外の研修が重要。また、こどもたちが主体性、学びに向かう力を養っていくためには、幼児期の発達特性にあった「遊び」を通して、こどもが自ら学ぶことが大切で、教師が教え込むのではなく、自分で人やモノとかかわって自ら学ぶことが楽しいと感じる原体験が大事。これは障害のある幼児との関わりでも同じ。
- 幼稚園教育要領の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をベースにした小学校との連携・接続に期待。世間には未だ、幼児教育を小学校の準備教育のように受け止めるという誤解がある。本来は、豊かな小学校生活はむしろ豊かな幼児教育に支えられているという考えが大事。武蔵野市では、幼稚園・保育所・認定こども園と市の教育・子育て部局によって幼児教育を基盤にして小学校教育の接続を考える検討会議を実施しており、こうした視点をもった関係者の協議・検討は有意義。
- 幼稚園教師の早期離職は園の教育実践の蓄積や継続性の観点からも課題。当園では、妊娠や子育て等大変なときは代わりに皆で助け合うといった、各世代で支え合う組織文化を徐々に作り上げ、先輩から後輩に受け継いでいったことで、課題を改善。
- 質の確保・向上のため、自己評価や関係者評価は必要。自らのよさや改善点を把握して向上させるために、全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が開発した学校評価支援システムE C E Q（イーセック）の実施は効果があった。一方で、客観的なものさしによる外部からの評価については、実情に沿わず改善の役に立たない場合があるため、導入を考える際には、日本の文脈に即し納得できる基準内容を十分に時間をかけて検討していく必要。
- 地域子育て支援として地域開放を実施するなど地域や社会に開かれた園運営により、保護者や地域の方々に園の教育を見える化し、幼児期の育ちの重要性を理解いただくことも重要。幼児期の学びの在り方については様々な情報も流布しているが、「遊び」を通じて「主体的・対話的で深い学び」が実践されていることを伝えていくことが大事。
- 私学助成を受ける幼稚園であるが、子ども・子育て支援の13事業の「一時預かり」も積極的に実施。都内の保護者は基礎自治体の域を超えて生活しており、私立幼稚園としてそうした保護者のニーズに応えているところ。こうした私立幼稚園の活動に対しても引き続き支援が必要。
- 園児の虐待や発達の課題等に対応するため、市の首長部局やネットワーク会議、子ども家庭支援センター、子ども支援センター等の関係機関と連携。より一層ネットワーク化、ワンストップ化を進めるとともに、初動対応が特に難しいため、専門的な知見の共有や、対応方法のルール化と社会への周知も必要ではないか。
- 幼児教育は、教育という視点での一貫性が重要であり、小学校との連続性やこれまでの積み重ねとの継続性を考慮することが重要。方向性を急に大きく変えてしまうと、これまでの蓄積が活かせない。幼児教育のナショナルカリキュラムは学校教育体系の中で構築されてきており、今までの継続性を尊重するとともに、施設類型を超えてより充実した幼児教育を実現していくため、これまで培われてきたことの普及や改善に地道に取り組むことが重要。

### <経歴・主な活動内容等>

- 北里大学医学部公衆衛生学単位講師。専門は公衆衛生学、社会疫学。研究テーマは親子の健康の社会格差。内閣府「子供の生活状況調査の分析に関する検討会」委員。

### <こども政策に関する課題・意見等>

- 欧米の研究では、質の高い幼児教育は、特に社会的に不利な家庭のこどもの発達に効果が高いにも関わらず、社会的に不利な家庭で未就園児が多い傾向がある。
- 我が国においては、未就園児（認可外保育施設等含め、どの施設にも通っていない就学前のこども）を対象とした調査結果によると、低所得、多子、外国籍、早産、先天性疾患、発達の遅れなどが未就園と相関。ただし、単一の要因というよりは、これらの要因が複数重なって未就園児となっていると考えられる。
- 未就園の壁として、申請主義のもとで複雑な手続に対応できない親がサービスからこぼれ落ちる「制度の壁」、外国籍や障害、医療的ケア児への対応ノウハウや職員体制が不足しているという「施設の壁」、こどもに病気や障害があれば親の責任で面倒を見ることもやむを得ないという「意識の壁」がある。
- 幼児教育・保育の無償化が保障されているにもかかわらず、未就園児はその恩恵から取り残されており、一部には被虐待の可能性もある。
- 未就園児家庭を把握の上、アウトリーチをして、3歳以上児については幼児教育・保育の利用に繋げ、無償化の恩恵を受けられるようにするとともに、3歳未満児についてもレスパイトのための一時預かりサービスの積極利用などに繋げていく必要がある。また、貧困層については現金給付などの経済的支援も必要である。
- 自治体によるアウトリーチ支援を進めるためには、法律や通知など根拠となるものを明確にするとともに、未就園児等全戸訪問事業の拡充など国による自治体の取組を支援し、促す取組も必要である。また、対象家庭が受け入れやすいよう、例えば食事提供支援とセットで行い、保護者の悩みも聞いて行政サービスにつなげるなど、保護者にとってメリットがあるようなアプローチの工夫も求められる。
- このほか、就園につなげるための支援として、3歳以降も継続した妊娠期からの切れ目のない支援の実施や、障害児保育や看護師の加配の充実が必要。また、外国籍のこどもが増えており、こうしたこどもへの幼児教育・保育の重要性に目を向ける必要がある。

<福井トシ子さんの経歴・主な活動内容等>

- 1982年、東京女子医科大学看護短期大学専攻科修了（助産師）。1983年、福島県立総合衛生学院保健学科修了（保健師）。東京女子医科大学病院（母子総合医療センター、糖尿病センター）、杏林大学医学部付属病院（総合周産期母子医療センター師長、看護部長）の職歴を経て、2010年7月より日本看護協会常任理事、2017年6月より日本看護協会会長を務める。

<こども政策に関する課題・意見等>

- ハイリスク妊産婦が増加しているほか、晩婚化・晩産化、育児の孤立化などにより、妊産婦・乳幼児を取り巻く環境が変化しており、これにより、産後うつなど妊産婦のメンタルヘルスに変調を来すことが多くなっていることが一番の課題。妊婦の自殺、妊婦健診未受診妊婦の存在、虐待死は減少せず特に0歳児が最も多く出生当日の死亡が多いことを踏まえると、出産前後だけではなく、妊娠中から継続したケアが必要。また、出生後1年以内の心中が一定数あることを踏まえると、出産後も継続したケアが必要。
- 母子保健サービスについては、妊娠期から子育て期までの各期で様々な支援が行われている。これらの支援がまんべんなくつながっていれば妊娠期からの切れ目のない支援を行うことが可能だが、法律や制度により行われる行政サービスには限界があり、支援の場が変わると担当者が変わることで各支援が途切れてしまうという実情がある。これにより、メンタルヘルスの変調を抱える妊産婦にも十分な支援が届いていないという実情がある。
- 周産期医療体制については、一次医療圏（市町村）から三次医療圏（県）までリスクに応じた機能分化がされており、妊産婦はそれに応じて住居地から通院することとなるが、医療の集約化や少子化等の影響で一次医療圏の分娩取扱施設が減少していることや、特にハイリスクの場合は遠距離通院が必要な場合があるといった課題がある。また、ハイリスク妊産婦への高度医療を行う総合周産期母子医療センターと比して、正常分娩を扱う一般診療所などにおける分娩件数は非常に多い一方で、配置される医師や助産師は大変少ない状況。こうしたことの影響により、8割の産科病棟は他科との混合病棟となっており、母子にとって安全・安心な出産環境が提供されているとは言い難い現状。
- 当会では、産科混合病棟の改善のため、「母子のための地域包括ケア病棟（仮称）」モデル事業を17施設（重複含む）で実施。その結果、①病床の区域特定により母子にとって安全で安心な環境を整備（ユニットマネジメント）、②助産師が母子に伴走しながらチームで継続的な支援を提供（院内助産・助産師外来）、③医療機関から地域に戻るときに母子保健サービス等を円滑に受けるための地域連携の推進、④出産や産褥早期の集中したケアの提供（産後ケア事業）、の4つの機能を備えることにより、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援提供体制の構築につなげることが示された。
- 保健師・助産師・看護師は、一次医療圏から三次医療圏までの各医療機関や関係機関において、様々な役割を發揮しながら勤務。助産師の専門性は、周産期だけではなく、思春期教育から老年期の健康相談まで、女性とその家族のライフパートナーであり、女性の健康を包括的に支援するウイメンズケアにも及んでいる。
- 子育て世代包括支援センターの設置が進んだが、地域により提供体制や支援内容にバラツキがある。特に、支援対象を特定妊婦などに限定して運用している地域が見られるが、出産後に暮らしの場に戻った時の相談の場所としての役割を果たすため改善が求められる。役割と機能を拡充していくためには適切な人材配置が必要。産後ケア事業についても、市町村の財政事情により特定妊婦などへの支援を中心に行われているが、全ての妊産婦への手厚い支援を行うための体制整備が必要。
- 学童期・思春期における心の問題は家庭の機能が脆弱化していることが背景としてある。こども達がいつも帰れる場所、安心して居られる場所があることが大事。
- 産み育てやすい環境にむけた支援策の体制整備のためには、①こどもが安心・安全に育てる環境改善、②法律・制度により行政サービスが途切れることがない、省庁横断の体制構築、③自身の体や性に関する健康課題の情報提供、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の推進、④「母子のための地域包括ケア病棟」の推進、⑤院内助産・助産師外来の推進 ⑥地域において、様々な支援策を受けられる体制の確立および、誰でも気軽に相談できる体制の構築、⑦生活と医療の両面から支える保健師・助産師・看護師の積極的な活用、看護職によるかかりつけ機能の実現が必要。